

## 平成26年第2回長南町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年6月18日(水曜日)午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第7 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第8 請願第3号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第6号 防災行政無線デジタル化工事(第I期)請負契約の締結について
- 日程第16 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(14名)

1番	林	義	博	君	2番	吉	野	明	夫	君		
3番	大	倉	正	幸	君	4番	小	幡	安	信	君	
5番	板	倉	正	勝	君	6番	左	一	郎	君		
7番	加	藤	喜	男	君	8番	仁	茂	田	健	一	君
9番	丸	島	な	か	君	10番	松	崎	勲	君		
11番	石	井	正	己	君	12番	丸	敏	光	君		
13番	古	市	善	輝	君	14番	松	崎	剛	忠	君	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副町長 副 事 務 課 取 扱	麻	生	由	雄	君									
教	育	長	片	岡	義	之	君	会	計	管	理	者	岩	崎	利	之	君				
総	務	課	長	野	口	喜	正	君	総	務	室	長	田	中	英	司	君				
企	画	財	政	室	長	兼			住	民	課	長	兼								
政	策	室	長	常	泉	秀	雄	君	住	民	課	長	兼	唐	鎌	幸	雄	君			
保	健	福	祉	室	長	荒	井	清	志	君	産	業	振	興	室	長	岩	崎	彰	君	
農	業	推	進	室	長	御	園	生	明	君	地	域	整	備	室	長	松	坂	和	俊	君
ガ	ス	事	業	室	長	大	杉		孝	君	教	育	課	長	蒔	田	民	之	君		
学	校	教	育	室	長	浅	生	博	之	君	給	食	所	長	中	村	義	貞	君		
生	涯	学	習	室	長	石	野		弘	君											

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	田	邊	功	一	書	記	加	納	光	輝
書	記	鈴	木	直	幸								

---

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、平成26年第2回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には公私ともご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

新年度事業がスタートし、3カ月が過ぎようとしております。全般を見渡しますと、各種事務事業も順調に推移しているところでございませう。これもひとえに、皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

ここで、2点ほど町の活動状況などを報告させていただきます。

1点目はイベント関係ですが、6月12日から16日にかけて山内地先におきまして、蛍鑑賞会が開催されました。駐車場対策として送迎バスを運行し、多くの方に利用していただきました。入り込み客数は5日間で2,531人、バス利用者は731人でした。また、22日にはぐるっと長南花めぐりも予定しているところであります。今後も、こうしたイベントを通じまして長南町のよさを味わっていただきたいと考えております。

2点目は、現在調整中ですが、平成25年度の各会計の決算見込みについてでございます。

一般会計では、歳入総額がおおむね47億2,000万円、歳出総額がおおむね45億3,000万円となり、歳入歳出差引額は1億9,000万円程度となる見込みであります。なお、繰越明許費を除いた実質収支は1億7,000万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5つの特別会計につきましては、合計額で申しますと歳入総額がおおむね26億2,000万円、歳出総額がおおむね24億9,000万円となり、歳入歳出差引額は1億3,000万円程度となる見込みであります。また、ガス事業会計では、売上高を6億3,800万円と見込んでいるところでございませう。

さて、本定例会でございますが、承認1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算2件、請負契約1件、人事案件1件の計8件をご提案申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成26年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 加藤 喜 男 君

8番 仁茂田 健 一 君

を指名します。

---

### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月11日に委員会を開催し、平成26年第2回定例会の議会運営について協議、検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、専決処分1件、条例の制定1件、一部改正2件、補正予算2件、工事請負契約1件、同意1件の計8議案が提出されているほか、請願3件が議題とされ、また一般質問を4人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日18日から23日の6日間とすることに決定いたしました。詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成26年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日18日から23日までの6日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日18日から23日までの6日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認1件、議案6件、同意1件の送付があり、これを受理しました。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は3件あり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成26年2月分から4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成25年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をいたします。

まず、長南町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

長南町過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年9月に策定し、その後平成23年9月に内容の変更に伴う議決をいただき、現在に至っております。この中で、小学校においては、その適正規模について検討することとされておりますが、このたびの学校適正配置検討委員会の答申を受け、小学校の統合、新たな校舎の建築等が必要であると判断し、先般、住民説明会を開催させていただいたところでございます。

このことから、現状と過疎地域自立促進計画との整合を図るとともに、その事業への過疎債の充当を可能とするため、計画の一部変更をさせていただきたいと考えております。現在、その内容について検討、調整をさせていただいているところでございます。

次に、東日本大震災被災市町村への派遣職員の継続についてです。

東日本大震災被災市町村への職員の派遣につきましては、平成24年12月から半年ずつ、宮城県亶理郡山元町へ、小澤元晴副主査、山田 翔主事、風戸 知主事の3人を派遣してきております。引き続き、企画財政室に在籍しておりました深山浩基主事補を6月1日から11月30日までの半年間派遣することとし、現在山元町へ派遣してあります。

大震災の発生から約3年経過しておりますが、被災地においてはようやく復旧・復興の兆しが若干見えてきたということですので、当町においては今後も引き続き、人的支援措置として職員を派遣していきたいと考えております。

次に、紙おむつ用ごみ袋無料配布についてでございます。

子育て世帯の経済的負担を少しでも軽減するため、7月1日より、乳幼児のための紙おむつ用ごみ袋の無料配布を行いたいと考えております。対象は、平成26年4月以降に誕生した乳幼児及び1歳の誕生日を迎える乳幼児となります。配布は、誕生の際に50枚、1歳の誕生月に50枚、それぞれ1年分となります。また、広報7

月号に内容を掲載し、随時配布を行ってまいりたいと思っております。なお、事業費は年間14万円程度となります。

以上、3点について行政報告とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎請願第1号～請願第3号の上程、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願から、日程第8、請願第3号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願までを一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号から請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第1号については採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第2号については採択することに決定いたしました。

これから、請願第3号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第3号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第3号については採択することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月20日に可決成立し、同年3月31日に公布され同年4月1日から施行されるに伴い、長南町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法の規定に基づき専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成26年6月18日。長南町長、平野貞夫。

ただいま町長のほうから提案理由の説明で申し上げましたので、詳細な内容の説明に入らせていただきます。なお、説明が前後する場合がございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議案書3ページをお開き願います。新旧対照表では、参考資料の1ページから22ページまでになります。

まず、今回の条例改正は2条立てとなっております、2つの条例を一度に改正するものとなっております。

議案書3ページ冒頭からの第1条におきまして、長南町税条例、これは昭和30年条例第38号、大もとの条例でございます、この一部を改正するもの。また、6ページ11行目からの第2条におきまして、昨年9月の定例会で一部改正のご可決いただきました長南町税条例の一部を改正する条例の一部改正も含まれている。2条で去年の9月にご可決いただいた町税条例の一部改正の改正が第2条だと。このため、長南町税条例等の一部を改正する条例とさせていただきます。

それでは、第1条の長南町税条例、昭和30年に施行された部分の一部を改正する条例のほうから説明させていただきます。

3ページをお開きいただき、新旧対照表では1ページ目からとなっております。

初めに、第23条の関係でございますけれども、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備でございます、法律改正に合わせ改正させていただくものでございます。この改正規定は、平成28年1月1日から施行となります。

次に、11行目、第33条の改正関係で、所得割の課税標準の関係でございますが、規定の整備に伴い、号ずれの措置を行うものでございます。

次に、13行目、第34条の4の改正の関係でございますが、地方法人税法の創設に対応して、法人税割の課税標準及び制限税率が引き下げられたことに伴います所要の規定の整備であり、本町におきましては、法人町民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。これは、地域間の財政力格差の縮小を図るため、消費税8%導入に合わせ、法人住民税法人税割の税率が引き下げられたものでございます。

施行日は、議案書6ページ、附則第1条第1号、及び7ページ下から7行目の附則第2条第7項であわせて定めておりますが、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分についてから適用し、同日前に開始した事業年度分については、従前の例によるものとなっております。

次に、3ページに戻っていただきまして第48条の関係でございますが、新旧対照表では2ページになります。

法人税法におきまして、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴います所要の規定の整備でございます。

次に、第52条の関係ですが、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴います所要の規定の整備、これは納期限の延長の場合の延滞金の規定でございますけれども、その関係でございます。

次に、第57条及び第59条の関係でございますが、固定資産の非課税の規定を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告であり、法律改正に合わせ号ずれの措置を行うものであります。



次に、第82条の関係でございますが、軽自動車税の税率の引き上げであり、法律改正に合わせて改正するものであります。軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるものであり、また、原動機付自転車及び二輪の標準税率を1.5倍、ただし最低2,000円に引き上げる内容となっております。適用は平成27年度課税分からされることとなります。

また、説明が前後いたしますが、議案書5ページ7行目、新旧対照表では11ページの下段となっておりますが、附則第16条の関係です。これは、グリーン化を進める観点から、14年を経過した軽四輪車等について、標準税率を20%重課することとされ、これは28年度課税分から適用されることとなります。

議案書4ページに戻っていただきまして、4行目、附則の改正の関係でございます。新旧対照表では5ページになります。

初めに、附則第4条の2の関係でございますが、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定であり、租税特別措置法の改正に伴い、あわせて引用条項等の改正をさせていただくものでございます。

次に、附則第6条、附則第6条の2及び附則第6条の3の規定の関係ですが、住居用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例でございまして、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定を削除するものでございます。

続いて、新旧対照表では10ページになりますが、附則第8条の規定の関係ですが、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございまして、法律改正に合わせて、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、第10条の2に、第9項として新たに加える関係でございます。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございまして、耐震改修が行われた建築物に対する減額措置の創設であり、法規定の新設に合わせて新設するものでございまして、また、改正後は第10条の3に変更するものでございます。

次に、議案書では4ページから5ページにかけてになりますが、新たに加えられる第10条の2の関係でございます。新旧対照表では10ページから11ページにかけてでございます。

新たにわがまち特例導入の法律改正があり、それに基づく改正であります。

第1項では汚水または廃液の処理施設を、第2項では指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設を、第3項では特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設を、第4項ではノンフロン製品に係る課税標準の特例措置、これは創設でございます、を規定しており、対象施設を取得した場合、それぞれ課税標準の特例措置が講じられるものでございます。

附則第16条は、先ほど説明させていただきました。

次に、新旧対照表では12ページになりますが、附則第17条の2の関係でございますが、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、附則第19条、第19条の2及び第19条の3の関係でございますが、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、非課税口座内上

場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の規定であり、法律改正に合わせて、改正及び条項等の整備をさせていただくものでございます。

次に、新旧対照表では14ページになります。

附則第21条第1項の関係ですが、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であり、規定をより明確化して規定しようとするものであります。

第21条第2項の関係ですが、第1項でより明確に規定したため第2項は不要となり、廃止をさせていただくものであります。

次に議案書6ページ、附則第21条の2の関係でございます。法律改正に伴います条項等の整備でございます。

次に、新旧対照表では15ページから19ページになりますが、附則第22条、第22条の2、第23条の関係ですが、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定であり、条例の性格を踏まえ、法が改正されたため、規定を削除するものでございます。

また、次の第24条、第25条の改正は、ただいま第22条から第23条を削除したため、それぞれ繰り上げをさせていただくものでございます。

次に、議案書6ページ11行目から、参考資料の新旧対照表では20ページになります。

第2条で、昨年9月に改正させていただきました長南町税条例の一部を改正する条例の一部改正をお願いするものでございます。これは、既に昨年9月に一部改正をご決いただきましたが、その中の一部規定におきまして、施行日がまだ到来していないうちに、本年3月の地方税法等の一部を改正する法律によりまして、再度改める必要が生じたというものでございます。

附則第21条の2の改正の関係は、条項等の整備に伴います改正でございます。

また、6ページ18行目からの附則第1条及び第2条の改正関係も、法律改正に伴います規定の整備及び字句の改正となっております。

なお、議案書6ページ25行目以降の附則につきましては、改正内容でご説明いたしました施行期日及び経過措置についての内容でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきましてご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。再開は9時55分を予定しております。

（午前 9時36分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時57分）

---

#### ◎議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定についてから、日程第15、議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第1期）請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第6号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定についてでございます。

本案は、平成29年4月の長南町小中一貫校の開校に向け、学校施設の管理運営等に関する事項を協議、検討する組織として、長南町小中一貫校設立委員会を設置いたしたく、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、職員の時間外勤務手当の算出方法について、労働基準法の趣旨を踏まえ、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本補正予算は、小中一貫校設立委員会の設置及び学校適正配置検討委員会の廃止に伴い、委員報酬等を追加しようとするものでございます。歳入歳出それぞれに16万9,000円を追加し、予算の総額を39億8,716万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本補正予算は、長南町国民健康保険税条例の一部改正に伴い、現年度分国民健康保険税に不足が生じることから、繰越金をもって充当しようとするものでございます。

次に、議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結についてでございます。

本契約は、予定価格が5,000万円以上の工事でございますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、防災行政無線デジタル化工事につきましては、平成24年度から28年度の5カ年整備計画に基づき実施するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当職員からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

学校教育室長、浅生博之君。

〔学校教育室長 浅生博之君登壇〕

○学校教育室長（浅生博之君） それでは、議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定について、内容を説明させていただきます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第1号 長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定について。

長南町小中一貫校設立委員会設置条例を次のように制定する。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

まず、制定の趣旨、経緯でございますが、急激な児童数の減少を受け、複式学級を避ける方策や教育環境の充実を図るため、学校適正配置検討委員会を設置し、検討されたところです。

その結果、平成25年9月に答申が提出され、教育効果を高めるため、既設4小学校を1校に統合し、統合校は長南中学校に隣接させて教室棟を新設し、小中一貫校とする。開校は平成31年度までとありますが、要件が整い次第開始することが望ましいとの内容でありました。

答申を受けまして、町では子供たちや長南町にとって最もよい統合の仕方について、さまざまな角度から検討してまいりました。検討結果は、平成26年2月、議会に説明させていただき、平成29年4月に小中一貫校を開校することで賛同いただき、住民説明会を実施したところです。

教育委員会としましては、平成29年4月の開校に向け、長南町小中一貫校設立委員会を設置し、校名、校歌及びスクールバスや教育課程等を検討していただくため、条例の制定をお願いするものです。

それでは、条文の内容を説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

第1条は設置の目的を規定したものでございまして、4小学校を統合して整備する施設に関する事項を協議するため、委員会を設置するものでございます。

第2条は所掌事務で、委員会は統合小学校の施設の管理運営に関する事項を協議することを規定しています。

第3条は組織の規定で、委員会は委員17名で組織し、第2項では、第1号から第5号までの委員を教育委員

会が委嘱するものです。委員の構成は、第1号では町議会議員の代表2名、第2号では学識経験者2名、第3号では保護者代表4名、第4号では学校職員代表5名、5号では公募による委員4名でお願いするものです。第3項では、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるもので、第4項及び第5項は委員長と副委員長の職務を規定しています。

第4条は委員の任期の規定で、統合校開校までとさせていただきます。

第5条は会議の開催方法を定めさせていただきますので、第1項では会議は委員長が招集し、会議の議長となることを規定しています。第2項では、会議を開催するに当たっての条件として、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないというものであります。第3項では、議事の議決の要件を規定したもので、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するものです。第4項では、意見の聴取等を定めさせていただきますので、詳細な内容説明等が必要な場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見または資料の提出を求めることができると規定したものであります。

第6条は、専門的な事項を協議することが生じた場合に、学校の教育研究協議会から意見を聴取するとともに、必要に応じて専門部会を設けることができると規定したものであります。

12ページをお願いいたします。

第7条は庶務について規定するものでありまして、学校教育担当室において所管するものでございます。

第8条は、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるとするものです。

続いて、条例の附則を説明させていただきます。

第1項は施行期日ですが、この条例は公布の日から施行させていただきます。

第2項では、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うもので、別表第1、別表第2及び別表第3の学校適正配置検討委員会委員長を小中一貫校設立委員会委員長に、学校適正配置検討委員会委員を小中一貫校設立委員会委員にそれぞれ改めさせていただきます、報酬及び費用弁償の支給に関し規定するものでございます。

第3項では、長南町学校適正配置検討委員会は、平成25年度に答申が提出されましたので、設置条例を廃止するものでございます。

第4項では、長南町小中一貫校設立委員会設置条例は、統合校が開校した日に、その効力を失うことを規定するものでございます。

以上で長南町小中一貫校設立委員会設置条例の制定についての内容説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして、参考資料の23ページ及び裏面の24ページをごらんいただきたいと思います。

議案書14ページでは、長南町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年長南町条例第10号）の一部を次のように改正するものでございます。

第16条中「勤務時間に52を乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加えるというものでございます。

参考資料の23ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第16条の勤務1時間当たりの給与額の算出における条文中の箇所、先ほど申し上げた内容で、第1項及び第2項とも、「1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの」の次から「から規則で定める時間を減じたもの」をつけ加える条例の一部改正を行うものでございます。

提出理由ですが、時間外勤務手当等を算定する際に用いる職員の労働時間について、現在祝日等が含まれていますが、労働基準法の趣旨を踏まえ、労働時間から祝日等を差し引くこととするため、一部改正をするものでございます。

詳細につきましては、24ページをごらんいただきたいと思います。

そこにある計算式でお示ししてあるとおり、下段のほうの下側、現行と書いてある欄、ここに分子における給料月額等に年間の12カ月分を掛け合わせた金額に対し、分母で1週間の勤務時間に52週を掛け合わせた時間を割り返した計算方法で、1時間当たりの単価を算出する計算方法となっております。これを1年間の勤務時間に換算いたしますと、年間2,015時間、それを個人ごとの給料月額等の12カ月分を掛け合わせた総額に対して割り返すこととなります。

改正後につきましては、矢印で示してある右側のほうの計算式をごらんいただきたいと存じます。

改正後の分母、1週間の勤務時間に52週を掛け合わせた時間、いわゆる2,015時間から、祝日法の休日と年末年始の休日を合計した日に7.75時間を掛け合わせた時間、本年度はこの日数が17日間となりますので、それに7.75時間を掛け合わせた131.75時間を差し引いた時間、分母2,015時間から131.75時間を差し引いた時間は1,883.25時間となります。これを分母として、計算式で分子の給料月額等の12カ月を割り返し、金額を算出することとなります。

したがって、この計算式によりまして、若干時間外の単価が上がるものでございます。参考までに、昨年の年間給与支給額をもとに試算いたしますと、昨年の時間外の対象職員、管理職を除く1級職の主事補から5級職の主査の職員数は105名が対象となります。そうしますと、大体1人、平均時間単価が132.7円上がるものでございます。

次に、附則の施行期日につきましては、本年8月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いしたいと思います。新旧対照表につきましては、参考資料の25ページから27ページになります。

議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

次の16ページをお願いいたします。

国民健康保険税におきましては、課税所得等の決定する時期に合わせまして税率等の見直しをさせていただいているところでございます。本年度につきましては、平成26年3月31日に公布施行されました地方税法等の一部を改正する法律におきまして、国民健康保険税におきましても課税限度額の見直し、これは引き上げでございます、と、低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたところでございます。これは、社会保障と税の一体改革の議論の中で、国民健康保険においては相当の高所得者であっても一定の賦課限度額しか負担していない仕組みとなっているため、その賦課限度額を引き上げること、並びに消費税率の8%への引き上げにより、低所得者への配慮を行うという観点から改正がされたものであります。

賦課限度額は、平成23年度に引き上げられて以来、据え置かれていましたが、平成25年12月5日に可決成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法です、等に賦課限度額の引き上げ方針が盛り込まれたことや、平成26年度は限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、第2条第3項におきまして、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を14万円から16万円に、同条第4項におきましては、介護納付金課税額に係る賦課限度額を12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げさせていただくものでございます。

これによりまして、国民健康保険税全体では、介護納付金まで対象となる世帯では、年間限度額77万円から81万円になることとなります。

また、軽減措置の拡充は、第21条第2号及び第3号の改正で示されておりまして、今回は5割軽減、2割軽減について行われるものであり、基準額の引き上げは平成10年以來の改正となるものでございます。具体的には、それぞれの軽減判定所得の算定について、単身世帯も対象とする改正であり、控除額をふやす改正となっております。

また、第18条の改正の関係は、法令改正に伴います条項等の整理でございます。

附則の説明でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成26年度分の国民健康保険税から適用し、平成25年度以前分につきましては従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これでは議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算について。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成26年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,716万9,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書により説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

7ページでは、まず歳入でございますが、本補正予算につきましては、前年度繰越金16万9,000円を財源として編成させていただきました。

8ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが、提案理由にもございましたように、学校適正配置検討委員会の廃止及び小中一貫校設立委員会の設置に伴い、補正するものでございます。

まず、1節でございますが、当初予算に計上しておりました学校適正配置検討委員会委員報酬9万9,000円を減額する一方、小中一貫校設立委員会委員報酬21万3,000円を追加し、合わせて11万4,000円の増額を、また9節では、これに伴います費用弁償5万5,000円の増額をするもので、合計16万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、9ページに、特別職分でございますが、給与明細書について記載させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁な説明でございましたけれども、以上で議案第4号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますよ



うお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入予算の補正でございますが、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、5ページ目をお開きいただきたいと存じます。

初めに、上段の1款1項国民健康保険税でございますが、平成25年分の所得の把握を行い、平成26年度の国民健康保険税の算定額を予想し、また町国民健康保険運営協議会のご意見も伺う中で算定した結果、3,205万円ほど当初予算額に不足しますので、1目の一般被保険者国民健康保険税から2,665万円、また2目退職被保険者国民健康保険税から540万円、減額をさせていただくものでございます。

次に、10款繰越金のご説明をさせていただきます。

繰越金につきましては、3,205万円の追加をお願いするものでございます。これは、平成25年度の決算を見込む中で、税収が不足する分の繰越金が見込めることから追加をさせていただくものでございます。

なお、1款の国民健康保険税と10款の繰越金は、それぞれ国民健康保険特別会計の中では一般財源であることから、歳出側の財源更正が生じませんので、本補正予算は歳入のみの補正となりまして、予算総額の12億円には変動はございません。

以上が、議案第5号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第6号の内容の説明を申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結について。

防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つといたしまして、契約の目的でございますが、防災行政無線デジタル化工事（第I期）でございます。

2つ目といたしまして、契約の方法といたしましては、指名競争入札でございます。

3つ目、契約金額でございますが、6,517万8,000円。

4つ目の契約の相手方でございますが、住所は千葉県千葉市中央区都町1254番地6。商号または名称でございますが、スイス通信システム株式会社でございます。代表者の氏名といたしましては、代表取締役山中千郷でございます。

平成26年6月18日提出。長南町長、平野貞夫。

内容につきましては、スイス通信システム株式会社とは、6月10日付で仮契約を締結してございます。本議会で議決をいただいた後、本契約とさせていただきたいというものでございます。

防災行政無線のデジタル化につきましては、既存の施設は平成3年の運用から23年が経過しており、機器の老朽化も進んでいること、また、近年人的被害を伴う突発的な災害が全国各地で発生していることなどを踏まえ、全町域への迅速確実な防災情報伝達体制の整備が急務であることから、実施するものでございます。

工事内容といたしましては、既存の屋外子局20カ所をデジタル化し、このうち11基に増設アンテナをあわせて設置するものでございます。なお、施工の箇所は、緊急時の放送等を考慮いたしまして、町内4地区を考慮した形で、ほぼ均等に分散した子局を選定してございます。

工期につきましては、本契約日の翌日から平成27年2月25日までとしております。

以上で、議案第6号 防災行政無線デジタル化工事（第I期）請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第10、議案第1号から日程第15、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第1号から日程第15、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は10時50分を予定しております。

（午前10時35分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

---

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第16、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問者は4人です。質問順位は通告順に1番から4番までとします。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式により行います。

念のために、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

---

◇ 吉 野 明 夫 君

○議長（松崎 勲君） 初めに、2番、吉野明夫君。

〔2番 吉野明夫君質問席〕

○2番（吉野明夫君） 2番、吉野です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名としては、非常勤消防の改革についてでございます。

まず1点目、組織改革について質問いたします。

ちょっと前置きがありますけれども、お聞きください。

長南町は、難問山積の町です。人口減少、少子化、若者の町外流失、それらによる町政の衰退、そのための町民の不安、町民個人ではどうしようもない、そのための無力感があるのではないのでしょうか。

少子化の一因でもある未婚の人の割合が、県下でも上位にあることが新聞でも報道されました。未婚の人のほとんどが、結婚願望はあるが、異性と会う機会がないということを知っています。町の結婚相談所の充実もしなければなりません。

さらに、圏央道のインターを活用しての産業あるいは観光の発展も考えなくてはなりません。これらの問題は、何年もかけて解決すればいいというものではありません。すぐに解決しなければならない事案ばかりでございます。

これをやって失敗したらどうしよう、効果が上がらなかつたらどうしようという心配ばかりが先に立ち、新しいことをしなければ今までの繰り返しです。町民は、何かしてくれる、何か新しいことをしてくれると期待しています。

また、執行部に任せるだけでなく、議会も新しい提案をして思い切った手を打ち、責任はお互いにとる、そのような姿勢が大事ではないでしょうか。

町長さんは、いろいろな団体の総会などに出席されて、挨拶の中でよく町は少子化、人口減少が急速に進んで困っているということをおっしゃっております。そういうことから認識はされていると思いますが、急激な人口減少は町の崩壊を意味します。

最近、テレビ、新聞等では言われておりますが、自治体のアイデア次第では人口がふえている自治体もあるということでございます。2月6日の長生郡市議員連絡協議会の講演会でも、結論として、人口減少が進む中で、国内全ての地域間での大競争時代へ突入、今後数年間の取り組み次第で自治体間の優劣が左右されると言われました。まさにそのとおりでございます。

ここで人口増対策についても質問したいところですが、人口が減らない対策が先決ではないかと思ひまして、人口減対策についての質問をさせていただきます。

人口減の一因に、非常勤消防があります。入団間近になると、入団が嫌で家を出て他町村に住むということです。まあ、嫌ではないんですね。勤務先を消防の都合で休めない、あるいは勤務先の退社時間を自分で決められない、そういう現状がございます。私も一般の会社に勤めておりましたからよくわかっておりますけれども、年休を提出すると上司にどなられます。年休届を出すたびにどなられ、年休届を出すのが嫌になってしまいます。会社のほうにしてみれば、流れ作業の現場では人は歯車の一部です。1人休めば、歯車の歯が1枚欠けたと同じことです。ですから、休まれると困るのです。

そういうことからいたしまして、現状のままでは公務員と自営業以外の人は、非常勤消防に入団するのは困難と思ひますので、非常勤消防の改革についてをお尋ねする次第でございます。

1点目に、消防が勤務に余り支障がない人のみで続けるならば、1地区1班が相当だと思ひますので、1地区1班にすることができるか。また、操法大会には参加しないことができるかをお尋ねいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 吉野議員の一般質問ですけれども、人口が大きく減少している一要因として、今、非常勤消防の存在があるんじゃないかというお話ですけれども、現在の非常勤の消防業務につきましては、長生郡市広域市町村圏組合で所管する事務となっております。消防団関係業務の全てにつきましては、長生郡市広域市町村圏組合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき、業務が遂行されています。

現在、本町では広域条例第2条の規定によりまして、長生管内全体の定員1,491名のうち147名とされておりますけれども、4月1日時点での現状の消防団員は150名というふうになっています。

消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛、地域愛の精神に基づき成り立っているものでありまして、単に消防活動だけでなく、地震、台風等の大規模災害時の被害拡大防止、被害状況や安全・安否確認の見回りなども実施しております。また、各地の町イベント行事、歳末警戒活動など、地域に根づいた活動を幅広く行っているのが現状であります。

したがって、これらの状況を踏まえた中で、町としては町民の皆さんの意見を伺いながら、また地域防災のかなめの消防団がどうあるべきかをいま一度整理した中で、必要があれば今後、関係機関と協議してまいりた

いというふうに考えております。

次に、消防操法大会の件ですけれども、今年度の長生郡市支部大会への出場に当たりましては、本町では6月8日に操法大会を実施し、その優勝チームが代表チームとなっております。そうなっておりますけれども、消防団員の日常訓練の負担をできるだけ軽減させるために、来年度からは輪番制になると聞いております。輪番制になることによりまして、今までの操法練習が緩和されるのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） ありがとうございます。

再質問でございますけれども、非常勤消防業務は、長生郡市広域市町村圏組合で所管するというので、町が直接管理していないため、今までも指摘をされながら改革ができなかったということでございますし、また、今後も短期間では改革できないということが予想されます。そうしますと、今後も年に何人かの人が町を出ていくことになりかねません。せがれさんに出ていかれた家族の方はどんな気持ちでしょうか。長南町に住まなければよかったと思うかもしれません。

先ほどの答弁で、単に消防活動だけでなく、地震、台風等の大規模災害時に云々と言われましたが、私の考えとしては、消防は消火に徹して、災害時は町長を先頭に災害対策組織なるものをつくり、いつ起きるかわからない災害を消防に押しつけるのではなく、消防と災害を分ければ、消防は1地区1班になるのではないのでしょうか。

以上、再質問、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長、野口喜正君。

○総務課長（野口喜正君） 吉野議員さんの今の質問に対してお答えしたいと思います。

消防と災害を分けたらというふうなことでございましたけれども、災害が発生したとき、どのような災害であれ、区分してそれぞれに対応するというのはなかなか難しいことであります。

そんなことから、現状の消防団の人数を維持する中で、少しずつでも改善していければというふうなことを、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、地域防災のかなめが消防団であることから、今後関係機関と協議していくというふうなことで答弁させていただいておりますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 再々質問でございますけれども、非常勤消防業務は先ほども申しましたが長生郡市広域市町村圏組合でやっているということで、町では具体的な改革案は出せない、それはそうかもしれません。

しかし、管理者は茂原市長ということでございまして、町長さんも元茂原市の職員であり、しかも管理職であったわけですので、それで現在副管理者という立場であると思います。そういうことで、田中市長さんに物が言える立場にあるというふうに思いますので、非常勤消防は全国的にいろいろ問題があるわけですが、長南町はその負の部分が顕著であるというふうに思われますので、町長さんにはぜひ市長さんに事情を話して、一刻も早く改革されるように要望するものでございます。

操法大会については、一定の改善がされたと評価いたしますが、大会に参加する、しないはその班の自由に任せるということで、さらに改革をしていっていただきたい、そのように要望いたしまして1点目を終わらせていただきます。

次、2点目の団員の任意加入について質問いたします。

非常勤消防への加入は自由であるというふうに私は認識をしております。そのことを、これから入団を勧められる若者に周知徹底を図っていただくことができるか質問いたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 消防団員の加入についてというご質問ですけれども、消防団への加入につきましては、おっしゃるとおり強制的ではなくて任意加入が当然が大原則でございます。ですが、地域によっては人口形態に違いがあるため、加入せざるを得ない状況にあるということも耳にします。

今、全国的に団員確保は喫緊の課題でありまして、社会全体の就業構造が変わっております。そして、以前よりも商店経営や農業などの自営業が減少し、サラリーマンによる消防団員が大幅にふえ、被雇用者が7割を超えていると言われております。これは先ほど吉野議員さんもおっしゃっていたとおりだと思います。

そのため、国においては事業者への理解と協力が必要であることから、消防団の入団、訓練、災害現場への出動について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を昨年10月に制定し、事業者への協力を求めているところであります。このように、国は命を守る地域防災力の強化を重点施策として、具体的な法律による対策を示し、消防団の充実強化を推進しているところでございます。

本町においても、消防団員の加入はあくまでも任意によるものとしておりますが、また同時に団員の加入確保も図っていかなければならない、そういう現状にもあります。したがって、今後とも広域消防本部と十分連携しながら進めてまいりたいと考えております。

先ほど、吉野議員の人口が流出して若者が流出してしまうという、その一因でもある消防団の加入についてですけれども、このことによって若者が外に出ていく、人口が減ることについては、私も非常に危惧しているところであります。ありますけれども、地域の消防は地域で守る。行政は、大きな被害が広がった場合には、全ての地域に行くことはできませんので、恐らく地域の防災は地域の方々たちによって守ってもらうんだと、そういったことも必要なことだというふうに思っておりますので、なかなかこれは難しいところなんです。首長としてはやはり人口流出を防ぐのも必要だし、それから地域防災、町民の地域の生命と財産を守るというそういう形の組織体もきちんと推進していかなければならないと、そういうような相反する2つの問題を抱えているというようなことで、非常に苦慮しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 2点目の再質問をさせていただきます。

1点目の質問でわかりましたが、当分の間は改革が無理というようでございます。ならば、自衛をしなければなりません。家を出なくてはならないほど入団ができない理由があるなら、はっきり入団を断るべきです。そうはいっても、近所の先輩あるいは区長さんに頼まれるということもあって、なかなか断れないとは思いま

すけれども、やはり自分で毅然と断ることが大事だというふうに思います。

そこで、町からも区長会議等あらゆる機会を通して、入団は自由である、そのことを周知徹底、再度お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

総務課長、野口喜正君。

○総務課長（野口喜正君） 消防団の関係の任意加入についてというふうなことでございますけれども、消防団への団員は先ほど来話しておりますように、町長の答弁の中にもございましたように、任意、自由であります。その辺については、機会あるときにまた周知を図っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、地域によってはなかなか消防団、隣に頼みに来られたからというふうなことで入らざるを得ないというふうな実情の話も聞いておりますけれども、あくまでも本人の自由意思なので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 1個確認したいと思いますけれども、区長会等で入団は自由であるということを周知徹底していただけないでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これは、行政のほうで改めて申し上げるまでもなく、消防団は自由加入だということはもう既に周知されております。これを、あえて行政のほうで積極的に周知していくということはないつもりでいます。

あくまでも、自主性に任せる、あとは地域の皆さんの考えに任せるということで、やはりこれからは地域の防災力を高めていかななくてはいけない時代になってきていると思います。したがって、消防団だけではなくて地域の自主防災組織に、それなりにきちんとしたものができているのであれば、消防団の活動もだんだん大きくなっていかないんじゃないかと思っておりますけれども、今の時点では消防団に頼るところが大きいものですから、これは行政としてはなかなか積極的に言えないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） ちょっと残念ですけれども、わかりました。

再々質問ですけれども、例えば交通事故が起こらなければ、道路は広がりません。信号機も設置されません。消防も入団者が少なくなり、困ったときに初めて改革をされるのです。無理をして入団していれば、いつになっても改革はされないというふうに私は思います。入団は本人の自由であることを町民に徹底されることを切望いたしまして、同じことを言っても仕方がありませんので、2点目の質問を終わりにしたいと思います。

3点目の、役場消防支援隊の充実についてを質問いたします。

現在、まず火災があったときに常勤消防が出動して消火をし、後始末を非常勤消防隊が行っているように私は認識しております。ならば、役場消防隊が現場に行ったとき、他の非常勤消防隊の出動は必要ないと判断されれば、防災無線を流す必要はないと思います。後始末の規模や状況によって役場の消防だけで済ませる、あ

るいは火元の地区の消防だけで出動させて、非常勤消防団の負担を軽くする。

また、先ほどの質問で入団は本人の自由であるということを知徹底をお願いしましたが、何人かの人には、私のこの一般質問のことが耳に入って、あるいは消防団に入る人が減ることも予想されます。

そういうことも含めて、役場消防支援隊を充実させて、名称も役場消防支援隊じゃなくて、支援をとって役場消防隊にすべきであるというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 役場消防支援隊の充実ということなんですけれども、1点目の役場の消防支援隊が火災現場に真っ先に駆けつけて、その状況を確認した中で、次の手、非常勤消防団員の応援が必要でないかどうかを判断して、なければ防災無線を流す必要はないんじゃないかと、そういうようなお話ですけれども、緊急性を要する火災通報においては、2段階の確認作業を経てから防災無線を流すということは、判断が非常に難しいと思います。素人の、専門職でない役場の消防支援隊が、次の段階の非常勤消防団員の応援を防災無線で流すことを判断できるかどうかと、非常に心配するところであります。恐らく、それはできないと思います。

そういうことで、今の広域消防から役場へと通報が入った時点で、防災行政無線を放送して、非常勤消防の出動の呼びかけをしていくのが最善の方法ではないのかなというふうに思っております。

次に、火の後始末ですか、これについては、今は発生場所の非常勤消防団の支部が、残り火などの最終確認をしております、おっしゃるとおりですけれども。それから、慣例的にその分団の支部の都合がどうしてもつかない場合は近隣の支部が応援するという体制になっています。それは相互による支援体制が確立しているということでございますけれども、やはり地域ごとの出身者で構成されております消防団は、地域の地勢や内容などに精通している点や、被災者にとって知り合いが団員にいますと非常に心強い味方となり、また安心感を覚えるなど、非常に有益な点が数多くあるということから、その班の支部の非常勤消防団が残ることは自然の流れなのかというふうに思っております、そういうことでご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 再質問でございますが、1点目の答弁でございまして、広域で業務が遂行されているということで、結論としてはどうにもならないということだと思います。

しかしながら、町長さんはじめ執行部の皆さん方も、あるいは議員の皆さん方もほとんどの方が、変えたほうがよいと思っております。ほとんどの人が変えたほうがよいと思っても変えられない。これが日本の行政の特色でございます。消防は地域を守るといいますが、結局は地域を壊していると、そのように考えてしまいます。しかしながら変えられない、これが現実です。

今後、何人かの若い人が町外へ流出することは十分考えられます。先ほど申したように、随一、救いは自衛です。勤務の関係で消防に入れない人は入らなくてもよいことの町民全体の共有です。入団を断る人が堂々と断り、平気で暮らせることができる町づくりをしていきたいと思っております。

広域の議員さんもいらっしゃると思いますが、機会があれば問題提起をしていただきたい。町長さんには、広域の会合でもこのようなことが質問されましたということで、少しでも改革されるようお願いいたします。



て、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○2番（吉野明夫君） 何か。

○町長（平野貞夫君） すみません、どうにもならない、変えられないと、そういうことを聞きますと、ちょっと一言申し上げたくなってしまいうんですが、確かに私もいろいろな町民の皆さんからご意見を聞いています。再三おっしゃっていることもよくわかります。ただ、行政の立場もご理解いただきたいというふうに思います。ですので、先ほど冒頭申し上げましたけれども、今後町民の皆さんの意見を集約しながら、また地域の消防団というものがどうあるべきか、どういう活動をすべきかというものをいま一度整理させていただいた中で、先ほどからお話がありましたように、広域行政の一つですから、関係機関と十分協議してまいりたいというふうに思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたい。

以上です。

○2番（吉野明夫君） ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） これで、2番、吉野明夫君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松崎 勲君） 次に、7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君質問席〕

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男です。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

町長も就任いたしまして既に4カ月半が過ぎ、聞くところによりますと、職員との面談にも時間を費やされているということで、職員とのコミュニケーションもだんだんよくなってきているものと思います。

私どもは、任期が1年を切りまして、このような質問の機会も大切にしていかなければならないと思いますし、議会の使命である政策の最終決定や、行財政運営の批判と監視に努めていかなければならないと思うところでございます。

今議会は、町長就任後2回目の定例会であり、さきの定例会で示された施政方針の具現化に向けて進んでいるものと思います。町民は、迅速で透明な町政を期待しておりますのでございます。

さて、この4月に七、八名の新採用があったと聞いております。地方公務員法では、6カ月間職務を良好な成績で遂行した場合、正式採用とすることになっていると思います。前町長の答弁において、6カ月後にチェックリスト等で審査すると当時は話をしておりました。いずれにしても、6カ月後または1年後に記録に残る必要な審査を行っていただきたいと思います。ちなみに、今回は前町長が採用して、新町長が本採用するという、何年かの間にこういうこともありますけれども、まれなケースであると思っています。

もう一つ、職員に関係することですが、職員の顔がよく見えない、特に新しい職員です。ということを町民からよく耳にします。ご存じのとおり、農協の定期冊子には新人の写真が、プロフィール等も載せて、大変有効だというふうに思っております。町でも、広報紙に新職員のプロフィール、どこにいてどのぐらいの年齢だということを掲載していただいてもいいのかなど、検討していただければと思います。

〔「施策について質問しろよ」と言う人あり〕

○7番（加藤喜男君） もっとも重要な町民の問題は、減少問題です。日本創成会議の試算では、2040年に若年女性の流出によって、全国の896市町村、約50%に当たりますが、消滅の危機にあるという発表がありました。

一方、政府の専門調査会では少子化に対応するため、子供を産み育てる環境を整え、50年後に人口1億人程度の維持をすべきと、政府で初めて人口に関する明確な数値を打ち出しましたが、この目標を達成するには出生率を1.3から2.07ぐらいまで回復する必要がある。これまでの延長線ではない、抜本的な少子化対策が必要であるというふうに指摘しております。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○7番（加藤喜男君） 5月9日付の千葉日報には、県内の27市町村で若い女性が30年間で半分以下になり、減少率のトップは栄町の77%、次に本町の72%、3番目は鋸南町の70%と報道されておりました。

本町では既に過疎地域に指定され、近い将来、人口が8,500人を切る状況にあります。人口問題については、国と地方自治体が一体になって取り組んでいかなければいけない問題ですけれども、茂原市では若手職員らを主要なメンバーとして、人口減少問題対策プロジェクトチームを立ち上げたと報道されておりますし、既に市長を議長とした人口減少問題対策検討会議を設置しているようでございます。

○議長（松崎 勲君） 加藤議員、質問の内容じゃない、前置きですか。

○7番（加藤喜男君） はい。

○議長（松崎 勲君） 前置きは簡潔にお願いします。

○7番（加藤喜男君） じゃもう3行で。

いずれにしても、両機関は執行部内の検討機関でしょうから、首長の裁量の範囲で立ち上げられる組織でございます。町長も大いに職員の知恵を活用していただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。

初めに、小学校の統合に関するものですが、議会への説明も町民への説明も終わり、執行部としては一段落したと思いますが、町民の中には、町民にとって重大な話でもあるにもかかわらず、ほとんど知らない方が多いとか、数億円もの税金をかけて新校舎を、執行部と議会と検討委員会の関係者だけで決定したことは容認できないとか、附属機関であった学校適正配置検討委員会は現職議員が5名も委員として、執行部に都合のいい人を集めて御用委員会ではないとか、5年後の開校でもよいのに3年後とするのかとか、決めた町長は既にもういなく、校舎ができるころは教育長も先輩議員もいなくなり、事務担当者もいなくなり、責任者がいなくなってしまうのではないとか、基本計画、将来ビジョンが欠落し、小中一貫校の建設ありきではないのかとか等々、厳しい声もあると聞いております。

そこで、3月下旬の各地区で実施した説明会の結果等についてはホームページで公表されておりますが、再度質問や意見についての総括をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、加藤議員さんの小学校統合関係にかかわりますご質問にお答えしたいと思います。

今のご質問の地区説明会の状況ということではありますが、まず参加の状況であります。統合の説明会は、3月22、23日の土日の2日間にわたって実施をしたところでありますが、参加の人員につきましては東地区が58名、西地区45名、長南地区43名、豊栄地区52名と、それぞれ4地区とも50名前後の参加をいただいて、合計で198名の参加をいただいたところであります。

その中で、どういう意見があったかということも含めると、小中一貫校が実現できることを希望します、あるいは小学校がなくなるということは非常に寂しい、しかし子供たちの現状を考えるとそうすべきだというような、総括的には、説明会に参加された方々からは統合に賛成という意見をいただいたところだと思っております。また、平成29年4月に時期を設定しましたことありますが、必ず統合校を開校してほしいという、平成29年に子供さんを小学校に入学させるお母さんから、町長に強く求める姿も見られましたことを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 次に、質問要旨を変えますけれども、既存小学校の整備状況についてということなんです。数年前まで各小学校の耐震や改修、グラウンド整備を完了しておりますが、どのくらいかかったのかなというのがもしわかれば。

それから、改修を進める当時ですけれども、当時の教育長は統合の考えはないという答弁をしたということを知っておるところなんです。現在のこの状況との整合性をどういうふうに考えているかということで、お願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） ご質問の、既存小学校の整備状況ということではありますが、小学校の耐震補強工事等につきましては、平成9年から11年度にかけて校舎及び屋内運動場、体育館の整備を図ったところであります。耐震補強工事及び附帯工事を含めまして、整備費は1億2,600万円かかっております。

その当時の、統合しないということと、現在の統合に対する整合性ということではありますが、整備時の平成9年、実際には診断は平成7年から始まっております。7年、8年かけて診断し、翌年から整備に入ったということですが、平成7年当時は小学校は794名、約800名、中学校は465名、子供たちがいたわけでありまして。そういう状況を考えますと、今ほどの急激な子供の減少が予想できなかった、考えられなかったと思っております。その状況の中での、もちろん統合はしないということになっているだろうと思っておりますし、耐震改修はそのときの子供の安全なよりよい教育環境をつくるということで、非常に必要不可欠なことであったのではないかとこのように思います。そのために必要だったというふうに思います。

改修後は、私もその後を受けたわけですけれども、現有施設を最大限に活用して、少人数教育の徹底と小学校間の連携教育を行ってまいったわけですけれども、ここに来まして児童数の急激な減少により、平成24年度になって、東小学校の平成29年度の新入生が3名ということがわかったわけでありまして。そこで、配置検討委員会を立ち上げて統合に向かって進むことになった。

また、平成24年度のときには、長南小学校区で新生児が生まれなかった、ゼロだったということで、その子

供たちが上がる31年度の1年生の学年が長南小はなくなるということも昨年度わかったところであります。

したがって、現在進めています統合校の建設というのは、このような状況の中で、子供たちの安全・安心のよりよい教育環境をつくるという視点で建設しているわけでありますので、統合するかしないかという視点では整合性はないというふうに思いますが、その時々の子どもの安全・安心なよりよい教育環境をつくるという視点では、整合性はあるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 次の質問でございますけれども、今回も条例が出ていますけれども、条例により学校適正配置検討委員会が設置されておったわけですが、この委員への報酬は総額どのぐらいあったのかなということをお1点。

それから、この委員会の設置が、その当時、町の広報で全く周知されなかったのではないかなと思ひていますが、どうだったか。これを町民に知らせず、悪い言葉で言えば隠密裏に、何かそういう人を集めてやったというふうに前町長も勘ぐられることもあるかなと思ひますけれども、広報で、議会報ではこういう条例が通ったというのは当然ありましたが、広報ではなかったと思ひますが、この辺、周知しなかった理由がもしあればお聞きしたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ただいまのご質問、検討委員会の周知広告状況についてのお答えをしたいと思います。まず報酬の件がありましたので、検討委員会の開催に伴います報酬、費用弁償等の総額が74万4,000円ということになっております。

2点目の町の広報に掲載しなかったのはどうしてなのかというご質問でございますが、学校適正配置検討委員会は平成24年7月に、これまでも申し上げましたけれども、設置されたわけであります。11回の会議を開催いたしまして、その会議録、設置条例、委員名簿、あるいは最終的に提出されました答申等につきましては、町ホームページでその都度掲載し、周知してきたところであります。

どうして広報に載せなかったのかということでございますが、教育委員会の判断もありますが、答申を含めまして、まだ住民代表の意見だと、町の方針として決定したものではありませんので、協議段階の案件を広報で流しますと、決定事項ではありませんので変わる場合もあるということで、町民の方々の混乱を招いたりあるいは不安をおおったり、そういうおそれがあると判断して、答申が出たときもホームページでできるだけわかりやすく流し、広報での公表というものを控えさせていただきました。ですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今、教育長がお答えいただいたのは、検討委員会の状況等についてはホームページでその都度報告をしておると。

私のお聞きしたのは、条例ができて、この条例でこういう会ができてこういう検討をするんですと、どうい

うメンバーか。目的があるわけですがけれども、こういう目的でこういう条例ができてこういう検討会を開催することになりました。町民の皆さん、知っておいてくださいよと、第1発目を出すべきだということを言っているわけで、途中経過はホームページで出せばいいでしょうけれども、全部パソコンを見られるわけじゃありませんので、条例ができた暁にまず載せるべきだということでご質問をしたつもりですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 加藤議員さんのおっしゃるとおり、広報で済むことは載せていません。ちょっとこちらの手違いもありますので、今後の検討委員会、一貫校設立委員会につきましては、そんな方向で掲載させていただきたいというふうに思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） よろしく願いいたします。

また関連質問が次に出てくるかもしれませんが、次の質問に移ります。

教育委員会の点検評価ということについてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、教育行政、事務の管理及び執行の状況について点検評価を行って、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することになっております。

また、同条第2項の規定では、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとされております。

そこで、質問でございますけれども、報告の提出の時期についてお伺いします。

報告の時期については、法律には明記されていないわけですから、本町の教育委員会は、平成23年度実施分を25年3月の第1回定例会で報告、例えば24年度分は26年3月の第1回定例会で報告処理をいただいたわけでございます。先ほどのとおり、法律では期限を定めていないわけですがけれども、一般的に前年度の報告をいつするかということからいくと、ちょっと遅いのではないかなというのが1つ。

また、報告の丸め方等についても、今回の報告でも、例えば学校教育の指針の施策1は生きる力の育成と題して、国際理解教育、外国語指導助手委託事業とか海外交流研修事業、3事業がまとめられているんですが、この事業には町から約1,000万ぐらいの補助が出ておる事業なわけでありますので、1枚にまとめるのではなくて、一つ一つ精査していただいてどうであったかと、今後どうするんだとかいうことでまとめていったらいいかなと思います。

また、先ほども言いましたとおり、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながらと規定されており、報告書を見ますと学識経験者の意見としてまとめられておりますが、本報告書にある学識経験者は誰をもってお願いしておるのか。また、報酬等もわかればあれですがけれども、公表しろということで法律はうたっておりますが、どういう方法で公表しておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） ただいまのご質問の、教育委員会の点検評価の報告時期等についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、今、加藤議員さんおっしゃっていましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありまして、毎年、教育行政事務の管理執行状況について点検評価を行い、議会に報告するということになっている、それはもちろんそのとおりであります。時期も明記されていないということではありますが、実は報告時期が遅れていた理由は、正直に申しましてこの報告の制度が始まったときに、郡市の教育長会も非常に協議しまして話し合いました。それを教育委員会に持ち帰ってまた検討したということで、初年度がたしかそのとおり、報告は最後の議会だったというふうに思います。

そのままその時期に、慣例でやってしまったということであるんですが、加藤議員さんおっしゃるように、これは前年度の評価点検ですから次に生かすのが本来でありますので、今後はその反省に立ちましてできるだけ早期に報告できるように努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の、まとめ方ではありますが、補助事業は事業ごとにまとめるべきではないかというようなご質問だというふうに思います。報告書は先ほど議員さんおっしゃっていましたように、学校教育あるいは社会教育それから学校給食、指針というのがありまして、学校教育は指針が4つあります。生きる力の育成だとか小集団を生かした、いろいろあります、それが4点あります。それから、社会教育も学習ニーズに対応した社会教育の4点の指針がありますので、その指針ごとに主な行事を評価して今まではまとめています。

そして、一つ一つの補助事業につきましては、決算審査の中で細かく報告しておりますので、そのようなまとめ方をしてきたということで、報告をしたということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時45分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 手当についてのご質問があったと思いますので、数字的なものなので私のほうでお答えさせていただきます。

ここでいう学識経験者とは、教育委員会の諸事業の点検評価をする内容について知識を持った人物ということあるいは経験したりしている人、そういったような押さえ方をしています。具体的に申しますと、各地区の校長経験者4名をお願いしているところです。

また、手当につきましては4万円計上させていただいております。具体的には、4人の校長ですので1人1万円をお願いしているところです。なお、評価については約10日間ほどかかっていることを申し添えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） それでは、関連でもう一度ですけれども、まず報告の期日の件ですけれども、参考までに茂原市を聞きましたら、またこれがすごいんですけれども、この3月に去年の分を報告している。年度が終わらないうちにその年の分を報告しているということで、これもちょっとどうかなと思って聞きましたら、今茂原市は検討中であるということで、遅くても9月、早くても6月議会に、その前年度の分が出てくるんだろうと。今市議会でどうのこうのというふうにちょっと事務局は話しておりましたので、どうなったか知りませんが、遅くても9月あたりに報告していただければと思います。

それから、今、各学識経験者ということで校長先生上がり、上がりといったら失礼ですけれども、校長先生の経験者ということで、よろしいんじゃないかと思えます。

それで、あと報告も、ほかのものはインターネット等に出ておるわけですが、そこから見ますとちゃんと教育委員さんは誰だとかみんな名前が載っておりますし、じゃ監査、学識経験者は誰だということで名前も載せて、どこかの大学の教授とかいろいろ大きな市では載っております。その辺まで、その年に本当に誰が担当だったかというのが後からそれを見てわかるようなあれで、一回リニューアルを考えていただければと思うところであります。

あと、公表がありますけれども、公表はどこかで、我々はもらっておるんですが、どういう手段か何かで公表されているか、もしわかればお聞かせ願いたい。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 点検評価の公表についてですが、点検評価につきましてはこのような形でご提示させていただいていると思いますが、これをそのまま町民の皆様へ提示しても、内容が何をやるかわからないということもあると思います。そこで、点検評価をしたものをもとに方針等を修正しまして、それを本町では教育の指針という形で提示させていただいているところです。

なお、これにつきましては、ホームページ並びに広報でも毎年載せさせていただいているところですので、ご理解いただければと思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 先ほども言いましたが、茂原市のものは茂原市の教育委員会のホームページから、私は抜いて持っていますけれども、そのままがPDFの形で載せられておることです。ほかの近隣はわかりませんが、大きい市などはみんなホームページに載せてくれてございますので、その辺もご検討いただければと思います。この質問は終わります。

次に、海外交流研修事業についてお聞きしたいと思います。

町では、生きる力の育成として3つの事業、キラリ輝く長南っ子事業、海外交流研修事業、国際理解教育指導委託事業によって、年間1,000万円ぐらいということで出しておるわけですが、今年の1回目の定例会で提出された平成24年度分の報告によりますと、海外交流研修事業は生徒数の減少により参加者の確保が難しいというふうに問題にしており、近隣市町村との合同実施も検討の必要があるということで、今回、1年前

の報告としてもらっておるわけでありませう。

この事業はもう既に十四、五年前から行っておる事業でございます、事業自体の教育の効果はどうか。参加した卒業生、OBはどのようにこれを評価しておるのかな。また、一部の参加者に公費を補助しておるわけですが、こういうことはやめて全部自費負担でもいいんじゃないかなとか思ったりしておるわけでありませう。

また、渡航に先立ちいろいろ事前教育を施しておると思ひますが、相手の国、ここでいへばオーストラリアですか、オーストラリアの歴史、また自国の歴史等を十分教えておると思ひますが、その状況についてお聞きしたいと思ひます。

この際、この事業を終了してはどうかと私は思ひますが、町長が施政方針で本事業は引き続き実施していくという回答をしておりますので、再度教育長、町長のお考えをできればお聞きしておきたい。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 海外交流研修事業につきましてのご質問にお答えしたいと思います、この事業は平成8年度から実施し、先ほどおっしゃいましたように十四、五年が経過しているわけでありませう。

この目的は、もちろんご存じだと思ひますが、今後の国際社会を子供たちが生きていく上で、主体的に生きていくための資質、その基本であります他国の習慣だとか風土だとかそういうものを理解する、あるいは国際感覚を身につけるといふようなことで実施しているという、それは8年度からそういう方向で実施していると思ひます。

それを経験できる、多分あの子らにとっては初めて経験することだろうと。非常にそういう意味では意義のある事業でありますので、私としては、教育委員会としては、ぜひこの事業は、子供たちはいろいろな事情で参加者が、その一つに少子化、子供らが減ってきているわけですが、最初のころは何百、300もいくような子もいたわけですが、今は人口が少ない中での応募ですから、当初は30人程度がずっと来て、平成20年ごろまでは30人程度が応募してきたんですけれども、それ以降は20名前後ということで推移しているわけですが、ぜひそういうことで、私たちがいろんな意味で呼びかけながら、意味を説明しながら、この事業は大切な事業である、すばらしい事業だと思ひますので、今後も継続していきたいというふうに思ひます。

それから、もう一つは、教育長会なんかでいろいろ話題が出るんですけど、例えば長柄町さんもやりたいたいとか睦沢町もどうかということ、人数も減って同じような状況になるわけですが、ですから、将来的にはタイアップしていくのも一つの方法だということ、これは話題には出ています。だけれども、今のところ長南町としては20名前後の子供がいますので、町単独でできるところまで続けていきたいというふうに思ひます。

それから、研修ですが、もちろんこれは教育委員会主催で事前の研修はやっております。それこそ相手の国の状況について学んだり、歴史を学んだり、あるいは必要な英会話、こんなことがあるよとか、また経験してきた先輩の話の聞いたりとかいろいろなことで、事前研修は行っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） すばらしい事業であるから、今後も続けたいということでありませう、いいんですが、



すばらしければ全員が行ってくれば一番うれしいと思うわけであります。一部の、裕福とは言いませぬけれども、興味があつてお金のある方だけが行くんじゃなくて、人数も減ってきてこういう状況であれば、もうちょっとまた考えていただきたいと思ひます。

事前の教育についてはいろいろされておると思ひますけれども、時代がこういう時代でありますので、日本を取り巻く環境は非常に厳しい状況で、ほかからいろいろな指摘があつたりするわけで、そういうところで子供たちが海外に出ていって、どういふ会話をできるかわかりませぬけれども、本国の歴史を十分理解しておきながら他国の歴史も理解しておいて、話がとんちんかんにならないように、私は学校でこんなことを教わらなかつたと、教わつていないんだということがないように、義務教育の中の一連の問題でしょうから、その辺、歴史の問題とか近隣諸国との関係の問題、現状の問題、日本がいつできたかという問題よりも、現状の問題のほうをちゃんと教育して送り出さないといけないうんじやないかなと思つて、今回お聞きしました。ひとつよろしくお願ひいたします。

続きまして、移ります。

附属機関についてということで、先ほども出しましたけれども、この関係について再度お伺ひしたいと思います。

さきの学校適正配置検討委員会も、地方自治法に従つて条例で設置した執行部の附属機関でしたけれども、本町にはこのほかにもいろいろな機関が現状でもあるわけで、今回もまた出てきたわけでございます。

今回の学校適正配置検討委員会の状況を見ておまして、執行部が設置する附属機関については、次のようにあるべきではなかつたらうかと思ふことを述べますが、先ほどもちょっと話がありましたけれども、機関設置後は速やかに広報等で周知をしていただく。それから、そこで選ばれた委員名等は広報等で公表もしていく。この附属機関の会議については、傍聴可ということで、これはまたあるかもしれませぬけれども、傍聴はいつでもできるようにということをお原則としていただく。それから、会議録については、発言者を、誰が発言したんだということもできる限り明確にさせていただいて、そのまま公表していただければと思ふわけですね。それから、議会議員の委員就任は基本的には避けるべきだろうと、これは私の持論ですけどもどうかと。それから、一定の公募を加えまして、公から募集して、いろいろな意見を酌み上げるということが、この機関では必ず必要であらうと思ふわけでございます。

以上のように思つておりますけれども、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、加藤議員さんのほうから、附属機関の関係のご質問がありまして、まず機関設置後は速やかに広報でお知らせするというようなやり方を周知すべきじやないかということですけども、今までは今までとして、これからは速やかに広報で周知してまいります。

それから、委員名の公表ですけども、これも機関運営に支障のない範囲で公表していくべきであらうと思つております。機関の運営に支障がないというのは、附属機関の設置目的によっては、委員の名前が出るのが非常に問題となることもあるんじゃないかということで、こういう表現をさせていただいております。基本的には公表するというような考えでございます。

それから、傍聴については、町には、長南町附属機関等の設置及び運営等に関する指針というのがございまして、その中で第6条に会の公開原則という規定がございます。その方針に基づいて対応していきたいというふうに思っております。

それから、会議録については、発言者を明確にということで、これもそうなのですが、発言内容の趣旨をまとめて住民の皆さんにお知らせするのが効果的でわかりやすいのではないかと考えておまして、発言者の意図を的確に捉え、適正な表現でまとめていきたいと考えております。

それから、附属機関の委員に議会の議員さんを避けるべきじゃないかという話です。附属機関の目的によっては、議会を代表する議会議員を委員にお願いすることは必要な場合があります。全ての附属機関で決定した内容あるいはその事項を議会のほうにお諮りするようなことだけではないのですから、その附属機関の設置目的によっては、運営をスムーズに進めるためには、議会を代表する議会議員の皆さんに委員になってもらうことは必要なことだというふうに思っております。

それから、一般公募の関係ですけれども、一般公募については、加藤議員さんおっしゃるとおり、幅広く町民の皆さんの意見を聞くと、そういったような立場から、一般公募はぜひ取り入れていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議員の委員就任については、今、町長がおっしゃったとおり、どうしても入れておきたいというのも、その内容によってであろうとは思いますが、これは議会の問題ですけれども、議員を附属機関に出した場合は、議員に附属機関の状況を随時議員に報告してもらおうというようなことにしていきたいと、議会の代表として出した場合はです。

前回の検討委員会は、議員というのは全くなかったんですけれども、開けてみたら議員が5人もいたというような委員会になっちゃっていて、町民の人も何だこれはということで、そのまた誰かが委員長をやっているということで、どうも不思議な附属機関だなということでもめた節もありましたので、今回再度確認させていただきました。ひとつよろしくお願ひします。

最後の質問に移りますが、公共建築物の建築状況ということでお聞きたいしたいと思います。

公金の支出は明朗でなくてははいけませんけれども、特に公共事業や工事請負の契約の事業については、町民に不信感を持たれないような、透明性を確保して細心の注意をしていかなければならないと思うところであります。国及び地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならないという法律の定めがありますけれども、特例もいろいろあるわけですが、最近の本町における契約金額上位5位程度の建築工事の施工業者及び関連する設計業者をお聞きするとともに、業者の選定方法についてお聞きします。一般競争入札が原則ですが、本町の業者選定はどのように考えているかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 建築関連工事につきまして5者ぐらいというか、請負金額順に5件ぐらいということで

すが、まず平成18年度、19年度の長南中学校校舎等改築工事ですが、これは制限つき一般競争入札によりとなっておりまして、11億4,429万円で西松・片岡特定建設工事共同企業体が、また設計業務は指名競争入札により株式会社榎本建築設計事務所が実施いたしております。

次に、平成25年度の長南保育所遊戯室改築工事ですが、1億1,602万5,000円で片岡工業株式会社が、また設計業務については株式会社榎本建築設計事務所が、それぞれ実施いたしております。いずれも指名競争入札によるものでございます。

平成21年度の笠森霊園附属棟増築工事は、2,068万5,000円で株式会社東條工務店、平成23年度の保育所木造園舎補強工事では、1,837万5,000円で片岡工業株式会社が、いずれも指名競争入札により、またこの2件に係る設計業務については、随意契約により株式会社榎本建築設計事務所が実施しております。

平成25年度のB&G海洋センタープール管理棟塗装及びプール改修工事は、1,833万3,000円で有限会社西川塗装店が、設計業務は和合建設コンサルタント株式会社が実施いたしました。いずれも指名競争入札によるものでございます。

先ほどおっしゃいましたとおり入札は原則、一般競争入札なんですけど、指名競争入札等も取り入れておりまして、その指名競争入札については、業者選定につきましては建設工事指名業者選定基準をもとに、地域性及び実績等を十分考慮いたしまして選定すべきであると考えておりますし、また現在そのようなことで行っております。

なお、建設工事につきまして、今年度から導入しております電子入札によりまして、規模に応じた一般競争入札での執行を検討しているところであります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど言いましたとおり、町民に不信感を持たれないような透明性を確保して十分対応しているとは思いますが、またさらにその辺対応していただきたいと思うわけでありまして。

建設業者と、もう一個これに附随する設計の関係で、今回もちょっと状況をお聞きしたんですけれども、長南中学校や保育所、笠森霊園附属棟、保育所の補強ということで、入札、随意契約いずれもでございますけれども、よく聞く榎本建築設計事務所、千葉にある大きな会社だとは存じておりますけれども、ここのあれが非常に高い。ほかのデータもいろいろ事務局からもらってございますが、ほとんど榎本設計であります。あと、県の町村会が若干入ったりはしますけれども、本町の設計はほとんど榎本に行っているというようなことで、町民の方の中にも一部不審に思っている方もおられるということで聞いております。

この辺のいきさつをもしお話しできるのであれば、榎本がこれだけなっているけれどもこういう理由だということでお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、今、加藤議員さんのご質問でございますけれども、資料的にはただいま申し上げました5件の内容で答えさせていただきますけれども、最初の大きな1番目、2番目

は入札によるものでございます。

笠森霊園の附属棟と保育所木造園舎補強工事につきましては、随意契約で榎本建築ということになっておりますけれども、これにつきましては工事をする以前に、笠森霊園なら笠森霊園の工事等の設計等もしております、現場に精通しているということもございます。また、保育所でございますが、その前年に耐震の診断を実施しているということで、やはりこれも内容についてはよく精通しているということで、随意契約をさせていただいているという内容でございます。

最後の和合建設コンサルタントにつきましては、先ほどもございましたけれども入札による執行ということでさせていただいてございます。

お答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。

町内にもいろいろな設計業者がいるのかもしれませんが、その規模に応じて使っていただいてもいいんじゃないかなと、いつもこの榎本で来るのもちょっといかなものかなと思ってお聞きしたところでございます。

町民から指を指されないように、いつもしていただければいいわけでありまして、最後に町長からこの件、もしお考えがあれば、フレッシュな目で見、設計の発注の関係ですけれども、お願いします。

○議長（松崎 勲君） 再質問に対し、町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 設計工事に関します入札関係については、適正性と透明性のある事務執行、手続をさせていただきたいというふうに思っております。そういった結果として、先ほど申し上げました榎本建築設計等が出てきているんじゃないかというふうに理解していますけれども、いずれにしましても、今後とも適正な入札執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は1時45分を予定しております。

(午後 1時29分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

---

#### ◇ 小 幡 安 信 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君質問席]

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。

議長のお許しを得まして、質問させていただきます。

私に与えられた任期も残り1年を切りまして、質問できる機会も任期内ですと残り4回となりました。頑張って質問しますので、よろしくお願いいたします。

[発言する人あり]

○4番(小幡安信君) 残り4回です。まあいいでしょう。

直前に、加藤議員も小学校統合問題について質問いたしましたけれども、重なる部分もあるかと思えます。よろしくお願いいたします。

昨年3月、国立社会保障・人口問題研究所が公表した2040年の人口推計は、長南町の人口が5,000人を切ると発表されて、大変ショッキングな数字だったと思います。また、今年5月8日、加藤議員もおっしゃいましたけれども、民間研究機関である日本創成会議が、2040年の若年女性の減少率という数字を発表いたしました。長南町で子供を産む世代、20歳から39歳です、この女性が2010年と比較すると72%減少すると。自治体の消滅もあるというようなことも言われておりまして、これもまた衝撃的なものだったと思います。その前兆とも言える少子化が今、長南町に起こっているわけであります。

さて、学校統合問題は、3月にも住民説明会を行い、今回の議案としても小中一貫校設立委員会が上がっているわけですが、住民の関心が高いことでもあり、整理する意味でも伺いたいと思います。

町の過疎化に伴い、小学校統合がやむを得ない現実として浮上したことは残念なことではありますが、避けられないこととして受け入れなければならないと思っております。問題は、この現実を町活性化への起爆剤とするか、単純に学校を統合すればよしとするのか、考え方によって今後の町の行く末にも大きな影響を持つものだと考えます。

また、長生地域としての初の小中一貫校として、他町村の注目も高いと思われそうですが、今後のスケジュールをお聞きしたいわけです。現在決まっていることは、平成29年4月開校ということですから。そこから逆算すると、校舎の完成はいつでなければならないのか、建築着工はいつから始めるのか、それに伴う設計の完成はいつになるのかが必然的に出てくると思います。考えている日程をお聞かせください。

また、そもそもその前提となるべく小中一貫校についての捉え方自体も、まだ統一されていない部分もあるかと感じております。この定義についてもあわせてお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(松崎 勲君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長(片岡義之君) それでは、小幡議員さんのご質問の小中一貫校について、私のほうからはタイムスケジュールについてお答えし、課長のほうから小中一貫校についてお答えしたいというふうに思います。

小中一貫校の定義というのは、特に決まったものはありませんけれども、長南町の考える小中一貫校みたいなものは、これはまだ委員会も通しておりませんし、断定はできませんけれども、そういう立場で課長のほうからお答えさせていただきます。

タイムスケジュールについてですが、特にまだ具体的な細かなことまでは決まっておりませんが、校舎設立につきましては補助金の関係もありますので、平成27年度、28年度、2カ年の事業として実施すべく、県と協議をしているところでございます。また、設立委員会が立ち上がり次第、今日この議会の中でも承認

されれば、立ち上げ次第、校舎建築関係あるいは校名、スクールバスの運行等々たくさんあるわけですが、優先順位をつけて協議をして決めていきたい、こういうふうに思います。

具体的には、具体的になるかどうかわかりませんが、最優先の校舎建築につきましては、28年度の秋に完成を目指します。そして準備をし、29年4月1日に開校ということで、大まかにはその予定で今、進めているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2点目。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） それでは、小中一貫校の定義ということについて、私のほうから答えさせていただきます。

学校の種別というものは、学校教育法の第1条で規定されておりまして、学校と申しますのは、幼稚園、小学校、高等学校、さらに中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校というような分類がされているところです。

さきに制定されました中高一貫校というのがございます。これには、中等教育学校と申しまして、併設型、連携型というのがありますが、これと違いまして、小中一貫校というものはまだ法令などで制定されたものではございません。したがって、今現在行われている小中一貫校についても、校長が1人の学校もありますし2人の学校もある。教育課程もそれぞれまちまちな状態です。

昨今の報道、特にこの6月になってからの報道でご承知のことだとは思いますが、文科省のほうが市区町村の判断で公立の小中一貫校できる制度の導入に向けて、検討を開始したと、ようやく国も本腰を上げて動き出したというところですので、はっきりした定義というのはございませんので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 議員控室にも新聞記事などが提示されていて読ませていただきましたけれども、では私たちが単純に小中一貫校というと、小学校6年間、中学校3年間を合わせた9年制という学校をつくるのかなという理解をする部分もあったわけですが、それが9年制ということではなくて、6年、3年という区切りで区切るのか、あるいは四・三・二ですか、いろいろな区切りがあるかと思っておりますけれども、そういうことについては、これから話し合っ決めてということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） そのとおりでございます。

小中一貫校設立委員会の中で具体的には話し合っまいりたいと思いますが、現段階で教育委員会としましては、長南町は何も問題は起きておりませんので、特別教室を共有する、そのような形の小中一貫というのを考えているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 県内に、前例として既に3つ開校しているわけですが、この3つともどういう制度で行われているのかわかりますでしょうか。3つ、長狭学園、加茂学園、下総みどり学園とあるわけですが、この3つがどういう形で行われているのかということがわかりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 教育課程の特例制度というのがございまして、それを活用して便宜上やっているということで、学校種別としては長狭小学校、長狭中学校とか、加茂小学校、加茂中学校という分類で今行われているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私の聞いたところでは、加茂学園は9年制をとっていて、小学校、中学校の区切りはないというふうには聞いているんですけれども、そうではないんですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 先ほど申したように、特例制度を使いまして、9年間で1つの学校として長狭学園等は捉えているところです。

ただ、小学生を中学校の空き教室に入れてしまうというような、そんな状況で始めた学校ですので、やはり中学生は受験を考えているということで非常に問題も多いとか、いろいろそういうところも聞いていますので、先進学校の様子等もよく捉えまして、この小中一貫校の中の設立委員会でさらに詳しく煮詰めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 今回の議案にありました設立委員会の発足の中身について、教育内容についても考えるというような表現はなされていなくて、単純に校名を考えると、スクールバスのほうの運営はどうするかというようなことが主体になるような感じで書かれておりましたけれども、はっきりと教育内容についても考えるんだということは、じゃこれは一番最初の段階の会合のときに言って、みんなに考えてもらうという形で理解してよろしいんですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） そのようにご理解いただければと思います。

なお、専門家というわけではないんですが、それぞれ小・中学校の教務主任、校長、教頭、そういったようなものの代表も入れていきたいと思いますので、教育課程上のこととかそういったようなものは、長南町教育研究協議会、そういった組織もありますので、そういった意見も参考に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） では、町長にお聞きしたいと思います。

この会合のときに、町長も当然最初に言われたし、なさるわけだと思うんです。私とすれば、最初にも申し上げましたように、学校統合、小中一貫校というものを町活性化の起爆剤として活用していただきたいと思っているわけです。

長南町には、ご存じかと思いますが、現在の長生高校の前身であります私立上埴生学館、あるいは茂原高校の前身である岩川静和女学校、あるいは北陵高校の前身となるべく裁縫女学校もありました。また、有名なことですが、東京家政大学や共立女子大学の創始者であります渡辺辰五郎さんも長南町の出身でありまして、いわば教育のDNAといえますか、その遺伝子的なものが長南町にはあるんじゃないか。さらには、現在も教員として勤めていらっしゃる方が、長南町にはほかの町に比べて割合的に多いというようなことも聞いております。

教育を、長南町の活性化とするための一つの手だてとして考えるに十分に値するものだと私は考えているんですけれども、町長としてどう考えるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、茂原高校とか北陵高校とか東京家政大学、そういった前身が長南町にあったというお話がありましたけれども、確かに長南町は歴史を見ると、教育の町というイメージが非常に強いわけですが、そんな中、今回こういう少子化に伴って4つの小学校が1つに統合しなければならない状況になったわけですが、小中一貫校という中で、この地域のモデル的な形になっていただければいいのかなというふうに思っております。

小中一貫校の定義については、先ほど教育委員会からお話がありましたけれども、開校してから徐々にいろんな工夫をしながら、小中一貫校のあるべき姿に持っていくということも、柔軟に対応できるんじゃないかというふうに思っていますので、そういったことでよりよい小中一貫校にしていきたい、教育委員会にはしていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、そういったことで長南町の教育というものは、いろんな地域のモデル地域として皆さんから参考にされるような、そういったような教育にしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 学校ができてから考えるというのでは、やっぱり遅いと思うんです。

今、小学校が統合されるわけですが、過疎化になってやむを得ず統合するという捉え方が大きいと思うんです。そうじゃなくて、ぜひ子供に夢を持って学校に来てもらいたい。あるいは本当に将来に対する希望を与えられるような学校をぜひつくってほしいんじゃないか、そういう意気込みが今のご答弁にはちょっと足りないかなという感じがするんです。

町を活性化、特に町長はふるさと再生というテーマを掲げて町長になられたわけです。そういう歴史を振り返って、長南町が教育として連綿として続いてきた教育のDNAというのを、この際ぜひ小・中学校をつくるときに、大きなビジョンとして、長南町は教育でやっていくんだ、そういう意気込みをぜひ町長には持ってい



ただきたいと私は考えるわけですが……。

〔「ビジョンだけじゃなくて……」と言う人あり〕

○4番（小幡安信君） 先ほども申し上げましたように、人口の減少化、何もしなければこのままずると行ってしまうわけです。町長が、ふるさと再生ということで掲げて町長になったのも何かの機会ではありますので、ぜひともこの機会に挑戦、挑戦すると言ってはちょっと大げさかもしれませんが、これをきっかけとして町をやっていくんだというアピールをする意味でも、長南町がつくる小中一貫校はこういうものなんだということを打ち上げるようなことはできないのかなと思うんですが、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 町長さんにご質問なんですけど、ちょっとその前に、町の起爆剤とかとそういう方向はもちろんありますけれども、今回の統合は、まず前提が子供にとってよりよい統合を目指すということでやっているわけです。ですから、それを地域の代表の方々に言って、いろんな答申を求めていただきました。それによって今の方向が出たわけです。

その中身は、これからももちろん検討していきますけれども、例えば12年前に小中一貫校をやっていた学校がいまだにまだ模索している、成果がよくわからない。先生方が毎日忙しい、子供につく時間がない、いろんな問題が出ている。そういうものをすぐここで取り入れて、目新しいものを取り入れることによって、何か目立とうということではないと私は考えています。子供にとってよりよい統合というのは、小中一貫校とはどういうことかということも含めて検討していきたい。

ですから、町の起爆剤ももちろんありますけれども、目新しいものを取り入れて、例えば五・四制を取り入れたら、地域の周りの学校が六・三制でやっているわけです。そうすると、行事も全部ずれてくる。そこに出る、対外行事も含めて全部合わせなくちゃいけなくなる。転校していったときにまるっきり違うわけですね。

ですから、そういうときには、もちろん周りが、体制がもう少し詰まっていかないと非常に難しい面もありますので、その辺も含めながら検討していきたい、中身につきましては。

教育課程につきましては、そういうふうと考えております。

○議長（松崎 勲君） 町長に答弁を求めますか。

○4番（小幡安信君） お願いします。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、教育長が答弁したとおりです。

今回の小中一貫校、統合は、やはり子供たちの今の小学校教育が、本来の学校教育活動ができるようにという思いが先にあります。正直言いますと私も、今4つの地区に小学校があるんですが、本来小学校というのは小さい子供たちが自力で通えて、地域の皆さんと一緒に、地域の皆さんが子供たちを見守った中で、地域と一体となって学校運営がされる、教育がされるというのが一番のベストだと思うんです。

地域にとっての一番の元気の源というのは小学校があるということで、基本的には各地域に小学校は残したいんです。残したいんだけど、こういう今の子供たちの増減の実態を見ると、これはもう統合しかないんです、選択肢は。

ですから、じゃ、あと町づくりを、人口増のあるいは少子化対策の町づくりを行うから、5年、10年待つてくれといっても、子供たちはもう5年、10年するともう小学校を卒業しちゃうんだよね。今やれる教育というのは、今しかないんです。そういった意味で、小中一貫校をぜひこれは実現したいという、そういう思いがあります。

そういった延長の中で、長南町の小中一貫校がその特徴をいかに発揮して、ほかの地域のモデル校になっていただければなというふうな思いでいるところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

できてから、それぞれ変化していく可能性もあるということで、とりあえずこのことについては納得いたしまして、具体的なタイムスケジュールの中でももう少し詳しくお聞きしたいと思うんですが、建築着工が27年になるとするわけですけれども、以前説明会があったときに、私だけじゃなくてほかの議員からも、設計等について1者だけの見積もり、設計だけではなくて、何社かからの見積もり、設計をとって比べて考える必要があるんじゃないかというようなことも発言があったと思うんですけれども、そういう設計段階において、幾つかの設計をとってもらって私たちに判断を求めるといような期間が、時間的な余裕があるかどうか、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これから、工事内容を詰めて、設計をどういうふうにするか、設計業者をどういうふう募っていくかということについてはこれから検討いたしますけれども、いずれにしても、せっかくつくる施設ですので、皆さん方に認められるようなよりよい施設にしていきたいと思っております。そのための手段は講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

内容も考えるということなので、設計等については余り時間的な余裕もないかと思うので、早速取りかかっていただいて、なるべく早目に私たちの目に触れるような形でお願いしたいと思います。

じゃ、タイムスケジュールは終わりました、次に設立委員会のことについて、傍聴についてです、お聞きしたいと思います。

先ほどの加藤議員さんの質問の中で、傍聴についてもいろいろな会議ではできるような話がありましたけれども、今度の設立委員会について、傍聴についてどのように考えているか、あるいは私は傍聴をぜひしたいと思っております、その開催日時等で誰でも傍聴できるような配慮をしていただけるのかどうか、そこについてお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 設立委員会の傍聴についてというご質問ですが、長南町教育委員会では傍聴人規則というのがありますので、請求があればそれに従って傍聴していただくということになります。

ただ、傍聴の制限ですが、傍聴人規則によるものとなりますが、委員の意向によりまして、もし傍聴人がいることで自由に発言することが妨げられる、そのような意見がありましたなら、傍聴は控えていただくということになると思います。また、委員会については平日実施を考えております。やはり各種会議あるいは討議の進行状況、調査内容、委員の出席可能日を調整して開催することとなりますので、第三者の意向を取り入れて開催日を決定するという事は不可能かと思っております。ただ、討議内容につきましては、ホームページを通して周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 今の答弁の中で、請求があれば傍聴できるというような答弁がありましたけれども、当日行ってしまうのか、あるいはいついつ傍聴したいから許可を願いたいというような許可を前もって出さなければならないのでしょうか。そのことについてお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） そのときではだめだという規定はありませんので、それでも大丈夫だとは考えておりますが、ただ開催日がいつになるか、その周知の方法とかまだまだ課題は残っているかとは思っておりますが、ちょっと答えにならなくて申しわけありません。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 実施日も、平日実施を予定しているということだったわけですが、委員も公募なさるといことで、もしかしたら勤め人の方が応募なさって、俺は夜のほうがいいんだよというような意見があれば、夜も開催可能と考えていいわけですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） これにつきましては、執務時間内でやらせていただければと考えております。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。外野もうるさいようですので、余り長くは質問いたしません。ぜひとも傍聴規程は、できるだけ緩い形でお願いしたいと思います。

次の3番に移りますけれども、会議の議事録の公開並びにその会議で出た意見について、公開されたものについて、それを読んだ人が何らかの意見を述べることができるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 議事録の公開……、ごめんなさい、意見募集でしたっけ。

○4番（小幡安信君） そうですね、公開と意見募集です。

○教育長（片岡義之君） 公開もね、はい。

設立委員会の議事録につきましては、適正配置検討委員会と同様に、ホームページでその都度流していきたいというふうに思っています。条例だとか委員名簿だとか協議内容です。これについては公開する予定です。

意見募集につきましては、検討委員会の中で協議しますけれども、その中でこの点については意見を広く求めたほうがいいということであれば、方法等はいろいろ考えますけれども、意見募集も取り入れ、そうなればです、取り入れていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

4番目、説明会の開催日数についてですけれども、これについては節目ごとに住民の理解を得ることが必要だと思うので、何回くらいやりたいのかということを知りたいんですが、実は前回の適正配置検討委員会の際にも、私は適正配置検討委員会の内容をぜひ地元へ持ち帰って、地元の意見を聞いてもらいたいという希望を出したわけですが、説明会という形では行われなくて、決定に対して説明会を行ったというふうにしておりますけれども、その決定までの段階で、やっぱり節目ごとに住民の意見を求めることは必要ではないかと考えるんですが、今、説明会というものに対してどの程度開くのがよいと考えているのかお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 説明会の開催についてということでもありますけれども、今日現在まだ決まっておりません。これは設立委員会を立ち上げてからの話になりますが、今、小幡議員さんがおっしゃったように、途中で意見を求めることがあれば、それは求めていくのは当然だというふうに思いますし、説明会というのは、基本的には、例えばこの間の住民説明のときは、決まったことについて説明していかないとちょっと難しい面がいっぱい出てきますので、これは説明会のときにはそうさせていただきます。

ただ、この委員会の中で、途中でこの点についてはきちんと説明したほうがいいということがあれば、それはそれで、方法はそのときにまた考えますけれども、そういう機会が生じればそうしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。何回も言いますように、小学校統合は非常に重要な事項であります。ぜひとも町民全体が考えて、納得のいく方向で早目に校舎ができ上がって開校していただきたい。私も同じ気持ちでありますので、何となく今までの適正配置検討委員会にしても、回数的に非常に会議の回数が少なくて飛び飛びで、なかなか住民の周知徹底が行われていないという感じを受けましたものですから、今回の統合についてはそういう感じがないように、ぜひとも町一丸となって成功裏に結びつけていただきたいと思います。

以上で、小中一貫校については終わりにしたいと思います。

続きまして、圏央道関係で質問させていただきたいと思います。

昨年4月に長南茂原インターが開通し、町民にとって便利になり、一部ゴルフ客にも時間が短縮されたと好

評なようですし、客がふえたゴルフ場もあるようです。活性化を望む長南町として、その効果が目に見えるものであってほしいと思うわけですが、具体的に効果が出ているのか伺いたいと思います。

まずは、通行量の変化についてですが、長南インターの利用がどのくらいあるのか知ることは必要だと思いますが、国やあるいは県から通行量の変化について報告等はあるのでしょうか。また、それを求めることはしているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 圏央道開通効果ということで、通行量の変化ですけれども、昨年4月に開通し、圏央道の整備効果が各分野ではあらわれておりまして、開通区間における交通量なんですけれども、開通1年後の記者発表がまだされておりません。ですので、直近の開通3カ月後の資料でご説明させていただきますけれども、開通した各インターチェンジにおける開通後3カ月間の1日当たりの平均交通量ですけれども、木更津東インターから市原鶴舞インター間が9,400台。市原鶴舞インターから茂原長南インター間は5,800台。茂原長南インターから茂原北インター間では4,600台。茂原北インターから東金ジャンクションまでは5,100台というふうになっております。開通区間から東京湾アクアラインに連結する木更津東インターから木更津ジャンクションでは、1日当たりの交通量が、開通前の約2倍に増加したというふうに聞いています。また、茂原長南インターチェンジにおける出入り口の交通量については、今年3月に調査した時点の1日当たりの平均交通量ですけれども、入り口が1,521台、出口は1,524台、両方で3,045台というふうな状況であります。

さらに、圏央道を利用し千葉県と都心などを結ぶ高速バスについては、市原鶴舞バスターミナル、長南駐車場の整備などにより20便が増加されまして、所要時間が短縮されたことによりまして利用客が2割程度ふえたというふうに聞いております。本町における高速バスの利用客も徐々にふえている状況で、現在東京、羽田方面の利用客は1日平均35名程度と聞いているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。数字を述べられたわけですが、これだけだと比較するものがちょっとできないので何とも言えないんですが、ぜひ定期的にこういう数字というものは国あるいはネクスコですか、そういうところから報告していただいて、その変化によってまた町としてもいろいろな対応ができるんじゃないかなという気がするので、この数字というものは継続的にぜひ把握していただきたいと思います。

高速バスが結構利用されているというようなことが今述べられたわけですが、利用者からの意見というようなもので、何か特別町のほうに寄せられたようなものはあるのでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 小幡議員さんにお答えしたいと思います。

利用者の声といいますか、圏央道を利用しますと時間が大分短縮されております。茂原から羽田、横浜方面については今現在70分、横浜までは100分といったことで大分時間が短縮されて非常にいいと、そういったこ

とで利用者も徐々にふえていっているような状況です。

また、市原鶴舞のバスターミナル、長南駐車場ですか、こういった施設も使われまして、利用客の利便性も大分上がっております。そういったことでふえておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 東京駅まで1時間かかるわけですけども、聞くところによると、トイレが欲しいなどという話もあるんです。そういうことは、町としては今のところ予定はないでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 長南駐車場につきましては、小湊鉄道さんが施設などを整備していただきました。それで、最初の要望だと、利用客の方が待っている場所について、屋根、トイレ、またできれば町の観光PRのための小屋といいますか、そういう建物も当初はお願いしたところですが、いろいろな資金の関係もございまして、今現在、皆さんが待っていただく場所の屋根は、やっと設置していただいたところです。これからトイレとかその辺を徐々に要望、会うときには要望しているんですけども、できるだけその辺も継続して要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 要望するということは、小湊さんをお願いしているんだと思うんですが、町では設置していくことは考えてはいないわけですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 町の活性化のためには、もちろん町の行政のほうで予算をとってやらなくてはいけないこともありますけれども、民間の資金を有効に活用することも町の活性につながると考えております。

そういったことで、町の予算も年々厳しい状況にありますので、できるだけ民間の資金を活用していきたい、協力していただきたいという考えでいるところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 確かに町でお金を出さないとつくってくれば一番いいわけですが、会社は利益的の考えになると思うんですが、町で観光客相手のサービスという形でつくることは必要ではないかなという感じはしております。何度も質問してもなんですからこれは要望という形で、ぜひ町のほうで検討していただきたいと思います。

では、続きまして、企業進出のことについてお伺いしたいと思います。

このことについては、以前にも質問があつて、ないという返事をいただいていると思いますけれども、その後もないままなのではないでしょうか。それと、積極的な誘致活動を町としてする気があるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 圏央道開通に伴います企業進出の問い合わせについてはどうかというご質問ですが、用地についての照会というのが数件あったということです。しかしながら、町が所有する一団の土地で平坦であるものといった、そういう条件に合った土地が、そういう企業が要求する条件に合致する土地が見つからず、具体的な動きになっていないというのが現状であります。

いずれにしても、企業誘致は町の活性化あるいは雇用の創出という面では非常に必要な需要だというふうに思っておりますので、今後企業等が進出しやすい環境整備を図るために、都市計画マスタープラン、これは現在用途指定の検討を進めておりますけれども、来るための条件整備を少しずつやっていくべきなのかなという思いの中で、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） このことについては、今回が初めてじゃなくて、さきにも言いましたように以前にも質問があったわけです。

当初の予定では、インターの開通は平成19年だったと思うんです。それが延びて去年になった。インターがそもそも町にできるようになったというか、圏央道が計画されたのは、ちょっと調べてみますと、1987年に構想があって1989年に着工されているわけです。1999年にはアクアラインが開通している。平成10年、1998年には東金横芝間が開通している。2013年にやっと長南が開通したわけですが、当初から長南に開通、当初からというか19年の予定ということが、大分前から言われていたわけです。

議会においても、ちょっと調べてみますと、平成8年に松崎剛忠議員が圏央道のインターについて質問している。平成15年に石井議員が、19年に開通になるけれどもインター周辺はどうなっているんだという質問をしていらっしゃるわけで、私たちが議員になった後でも、23年に板倉議員、また24年にも質問していますし、また左議員もインター周辺の開通については質問されているわけです。そのたびに同じような答え、まだ準備ができていないというような答えが返ってきているわけですが、平野さんが町長になられたのは今年でありまして、その前は前の町長だったわけですが、何となく及び腰といたしますか、向こうから来てくれるのを待っているだけの姿勢のようなところが多々感じられたわけですが、その姿勢が新しく町長がかわられて変わるのかどうか。これから積極的に、そういう企業誘致に対して準備をし、また町長自ら出歩いて誘致活動をしていくのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、時系列で圏央道のインター開通のお話がありましたけれども、そういった意味では大分こういう手だてが遅れているんじゃないかというお話だと思うんですが、前のことをここでは申し上げられないんですが、これからとして、やはり長南町がどういうふうな、町を大きく変えていくか、活性化していくかということについては、圏央道という社会資本というのは最大限に生かしていかなければならないと、そういう思いの中、インター周辺の開発というのは当然考えられるところであります。

今、コメリですか、コメリさんがあそこに出ていますけれども、あの周辺が商業地としてうまく立地していればいいのかなどというふうには思っておりますし、またそういったような考えで今後進めていきたいと思っております。

あとは、企業については、先ほど申し上げましたけれども、遅くなっておると思うんですが、土地マスタープランの用途指定を検討しながら、受け皿をきちんとしながら、これは必要があれば、必要があればというよりも実際トップセールスでいきたいというふうに思っております。企業誘致については、組織を挙げてその活動に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、企業誘致も自治体間の競争が非常に激しくなっていて、いかに来てもらうための条件を、いい条件を出すかということにかかっている部分というのは結構大きいんです。例えば、用地を確保してあげるからとか、あるいは奨励金をあげるからとか、いろんな手だてがあるんですけども、そういった地域間競争が余り激しくなってしまうとなかなか長南町も体力的にどうなのかなと、そういう心配をしております。しておりますけれども、これは黙って見ているわけではありませんで、これは積極的にそういった方向でトップセールスをしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。時間の関係もありますので、次に行きたいと思っております。

観光客のアンケート調査についてですけれども、インター開通に期待したことの一つに観光客の増加もあるわけですが、実際にインター利用者なのかどうかはわかりません。また、どのような観光目的で町に来たのか、そして目的が満足できたのか、できなかったのか、あるいはどのような施設観光地があれば長南町を訪れたいと思うのか、いわゆる観光客目線というものをすることも重要かと思っております。観光パンフレットにアンケートを挟み込むとか、町主催の行事等でアンケート調査をしたらどうかと考えるのですが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 観光の振興を図って観光客に来てもらうと、それが交流人口をふやす大きな要因でもあると思っております。

そういった意味で、観光客の目線に立った事業展開をする上でも、アンケート調査というのは有効だというふうに思っておりますので、アンケート調査については、ゴルフ場キャンペーンを去年に引き続き今年も予定しておりますけれども、そういったような機会を捉えて、あるいは商工会とか観光協会イベントをやっておりますので、そういったところをお願いしていければなというふうなことで考えております。

いずれにしても、アンケートをとるといふようなことで、観光客の考え方というんですか、そういうものを取り入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 全くそのようにお願いしたいと思っております。内容については、私もアイデアを求められ



ば提起もしたいと思いますので。

次に移りたいと思います。キャラクターグッズについてです。

ちよな丸誕生から1年半、企画段階からだど2年たつわけですが、当初危惧された違和感もなく、随分と町になじんできていると感じております。他の有名キャラクターと比べるのは無理がありますが、それなりにグッズも企画され販売もされているようですので、このことについて伺いたいと思います。

まず、販売状況についてですが、グッズの種類と販売数はどうなっていますでしょうか。また、販売収支というものがわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） キャラクターグッズの販売状況ですけれども、平成25年長南フェスティバルからTシャツを、26年3月下旬からステッカーの販売をしております。

Tシャツについては、大人用、子供用を作成し、販売開始から本年5月末時点で合わせて236枚、売り上げにして46万5,700円の販売がございます。また、ステッカーは6種9サイズ作成し、95枚、2万7,100円の売り上げとなっております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。もう少し売れているかなと思ったんですが、そんなでもないようです。

当然、これは赤字ということで理解してよろしいのでしょうか。収支がどうなっているかお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、販売の内容でございますけれども、Tシャツにつきましては売り上げのほうで先ほど申し上げましたが46万5,700円でございます。また、その作成経費といたしましては、現在のところ56万3,200円の作成経費ということでございます。

また、続きましてステッカーでございますけれども、ステッカーにつきましては、作成の枚数はそれほどたくさんつくりませんでした。そういったこともありまして、売り上げが2万7,100円、この作成費については10万4,276円という内容でございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

数字がわかったところで、次の販売主体についてお伺いしたいわけですが、残念ながら赤字ということで、私とすればもうかるようだったらぜひ町の商工会あたりに積極的に働きかけてもらって、町で売るんじゃなくて、どこか町の商店に行けば買えるというような形でお願したいなと思ったんですが、赤字となるとなかなかそういうことも難しいのかなとも思いました。

今後も町で継続していくのか、あるいはもうやめるのか、他の町村ではどうなっているのか、そのことについてご回答願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） このキャラクターグッズを今後どうするかということですが、町のマスコットキャラクターでございますので、これは大いに活用していくべきだというふうに思っておりますし、今後こういうTシャツ等によって、長南町のちよな丸がアピールできればいいのかなというふうに思っております。

そういった意味では、今後継続していくということで、近隣の市町村の状況ですけれども、グッズの販売をしていないということと、自前で作成し販売は商工会等を通じているということと、商工会等が作成し販売しているという区分で、それぞれ2団体ずつ、長南町を除いて6市町村、2団体ずつあるということでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 時間も来ておりますので、最後の質問をお願いします。

○4番（小幡安信君） ある人に聞いたら、本当は販売したかったんだけど、町でやるのでちょっと諦めたというような人の話も聞いたことがあります。観光客に、キャラクターグッズは役場で売っているから役場に行き行ってくれと、なかなかそれは言えないわけですね。役場でも、商売をするというのを積極的にはできないと思うので、このことについてはぜひ商工会の中で話し合ってくださいように、町でお願いいたします。ぜひもっと売り上げを伸ばすような形でいければなと思っております。

以上で私の質問は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は3時を予定しております。

（午後 2時45分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時01分）

#### ◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、9番、丸島なか君。

〔9番 丸島なか君質問席〕

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島なかでございます。

傍聴の皆様、早朝より本当にありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

政権与党はアベノミクスを掲げ、景気も少し上向きになっているようですが、一般庶民には余り感じられていないようです。このような状況の中、この4月から消費税が5%から8%に上がり、庶民はやりくり日々

工夫をしているのが現状でございます。今回の質問は、多くの町民の声をもとに質問をさせていただきます。どうか歯切れのよい答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1点目の子育て支援について。子ども医療費助成についてお伺いをいたします。

長南町は、中学3年生までの医療費をどの自治体よりもいち早く実現していただき、子育て中の親御さんからは大変助かっていると、とても感謝されています。

予期せぬ病気やけがなどに伴う経済的な負担を軽減する事業で、子育て中の家庭を応援する重要な施策で、その恩恵も実感しておりますが、義務教育が終わり高校生になるお子さんをお持ちの親御さんより、ぜひ高校生の医療費の助成をお願いしたいとの声がたくさん届いております。町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 子ども医療費助成についてですけれども、今議員がおっしゃったように、本町は15年度から県に準じて対象者を通院3歳未満、入院小学校就学前、自己負担を200円で導入して、以降、段階的に対象者の拡大、自己負担の無料化を図るなど、町の単独事業として制度の充実を行ってまいりました。結果として、現在の対象者は、入院、通院とも中学卒業まで、自己負担は無料、支払いは全面現物給付可となっており、県内他市町村と比較しても利用しやすく充実した制度となっていると考えております。

そういう中で、対象者を高校生まで拡大してはというご質問ですけれども、本町では医療費助成については子育て支援として、対象者を義務教育の終わる中学校卒業までというふうに捉えております。ですので、当面は現行制度の中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 現行でということの答弁だったんですけれども、町内の高校生の人数は今何人ぐらいおられますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） お答えいたします。

高校生の数ということなんですが、高校は義務教育ではないので、中には行っていない学生もいるかと思えますので、人口で答えさせていただきたいと思えます。

4月1日現在、15歳の年齢者が71名、16歳が70名、17歳が67名ということですので、合わせて208名、全員が高校に行っていれば、イコール208名が高校生という形になります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） もし仮に実現するようであれば、どれぐらいの財源が必要になるのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 厚生労働省がまとめた医療給付実態調査報告書によりますと、15歳から19歳ま

でが生涯の中でも一番医療費のかからない時期となります。1人当たりの医療費が一番かからない、この時期が一番健康で安定していて、医者にかからないというようなことが厚生労働省の結果からも出ています。

25年度の決算ベースで、この事業にかかる費用が約2,000万円になっています。年齢別の医療費の分布から推定しますと、一番かからないと言われる世代ですけれども、約300万円ぐらいは町の負担になるかと思えます。一応計算は、25年度ベースで予想しますと約300万円、これが毎年度かかっていくものと予測されます。以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

近隣市町村を見ますと、いすみ市は2年前から高校生も行っているようで、山武市はこの6月定例議会ですか、準備を進めているということで、また長柄町におきましても実施に向け動き出しているということでお聞きしております。

年間300万ずつといいますと大変な金額ですので、じゃ前向きに検討していただければありがたいと思います。次に移りたいと思いますけれども、子育て支援のもう一点の、中学3年生のインフルエンザ助成についてに移らせていただきます。

毎年暮れから寒さに向かって風邪やインフルエンザがはやるわけですけれども、高齢者インフルエンザ予防接種として、65歳以上の方には費用の助成があるわけですけれども、若い子育ての親御さんから、受験を控えた中学3年生にもぜひ助成していただければという声がありますので、このことについてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 本町も、子育て世帯の負担の軽減ということで、いろいろ予防接種の公費助成を行っております。25年度にロタウイルスワクチンの予防接種、今年度からB型肝炎ワクチン予防接種を実施しておりますけれども、ご質問のインフルエンザについてなんですが、インフルエンザの症状や予防接種の効用については既に広く認知されており、流行する時期には中学3年生の受験生に限らず、生徒あるいは保護者の判断のもとで接種が行われております。

そういったようなことを踏まえまして、引き続き自己の健康管理をする中で、必要に応じて接種をしていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

この事業は、近隣では長生村が実施しているということをお聞きしております。未来ある子供たちのためですので、我が長南町におきましても前向きな検討をよろしくお伺いしたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

次の質問に移らせていただきます。

大きい2点目ですけれども、買い物難民対策についてお伺いをいたします。

少子高齢化や過疎地域の拡大が進む中、高齢者を中心に、移動手段がない買い物弱者がふえております。買い物難民とは、身近な商店街の衰退やスーパーの閉店、交通手段であるバスなどの減便、廃止によって日常の買い物が不自由になっている高齢者などを言っておりますけれども、経済産業省は近隣の商店街の衰退や交通手段の不足によって、日常の買い物が不自由になっている高齢者の買い物難民が全国で約600万人に上ると推計した報告書を公表したということで、車の運転もできず家族の支援も得られずに、食料品などの買い物に困る高齢者がいること、また医療や介護のような公的制度が整備されていない地域があり、高齢者に対して対応できていないこと等なわけです。

我が町は、巡回バス、またデマンドタクシーもありますけれども、町内には大きいスーパーもなく、巡回バスやデマンドタクシーを利用しても町外には出られないというのが実情なわけです。

最近、地域の方より、Aさん、85歳くらいのご婦人の方なんですけれども、今までは町外の友人が来て、車に乗せてもらい買い物に行っていたということなんです、その友人が90歳近くになって、家族からも車の運転をしないようにと言われていまして、免許証を返却するので、もう買い物にはいけないということを言われたそうです。自分の二、三人いるお友達に声をかけても、そのお友達もいつもいい返事ができるわけではありませんので、何とかしてもらえないでしょうかという相談を受けました。そのご婦人が最後に、買い物も行けなくなったらもう暮らしていけない、死んだほうがましだと、そういうふうに言っていたそうなんです。

このような交通手段を持たない高齢者は、この地域にとどまらず、他地域でも確実にふえていると思います。買い物の不便は、イコール暮らしにくさに直結していると思います。そして、生活を脅かすと言っても過言ではないと思います。町内に、このような買い物難民と呼ばれる町民がふえている現状ですが、方策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 買い物難民対策としての交通弱者対策ということだと思うんですが、今、丸島議員がおっしゃったように巡回バスとデマンドタクシーがございまして、巡回バスやデマンドタクシーの行動範囲というのは町内に限られているということです。ですが、定期バスと組み合わせて利用することで町外まで移動範囲を広げることにも可能となっていますので、買い物にも利用していただきたいというふうに思っております。

買い物難民対策ということになりますと、全国的にも生協やコンビニが行う宅配サービス、あるいは商店街が行う送迎バス、商工会が運営する移動型スーパーなど、さまざまな取り組みが行われておりますので、買い物難民対策ということを考えるのであれば、このような事業について今後町でどういうふうに取り扱ったらいいかについては、情報収集を進める中で、また検討していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

買い物難民の増加に対しまして、早急な対策が必要だと思いますけれども、国の報告書では全国の事例を挙げています。例えば、買い物難民解消策として、移動販売や宅配サービス、スーパーへの住民送迎を、そして自治体運営の移動販売や、住民出資、NPOによる共同売店開設、自治会による共同購入、スーパーがインタ

ーネットで注文を受け食品や日用品を宅配するネットスーパーなどを挙げているそうです。

そして報告書は、買い物難民支援に取り組む多くの事業者で、採算が厳しく、事業の継続や発展が難しくなっているとも指摘しており、車両購入などの費用に対する補助の実施や、販売拠点としての公民館の活用など、自治体と事業者の連携強化も求めているそうです。

そこで、本町として、買い物難民の現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） お答えします。

買い物難民、買い物弱者とも呼ばれますけれども、経済産業省の定義によりますと、丸島議員の言われるように、近くのスーパーがなくなったとかそういったことで、買い物に行けないというようなことが買い物弱者と定義がありました。

本町は、一応買い物難民というか、交通弱者ということで捉えておりますが、町では交通弱者は高齢者や障害者として捉えておりますので、対象者は3,200人程度という形で思っております。高齢者ですから、町の高齢者はさほど人数が飛躍的にふえているわけではございませんので、対象者3,200人程度は、余り変わらないというふうに考えております。

ただ、高齢者の中には、今までは自分で車を運転し、自由に近隣のスーパーや大型店に車で行き、買い物をしていた方が結構多かったのが、先ほど議員のお話にもありましており、いきなり、いきなりというか、免許を返上し、急にタクシーやバスを利用して買い物に行かなければならないというふうになった高齢者は多くなっておりますので、不便さを感じる高齢者は多くなったというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 高齢者、障害者、対象者が3,200人ということで、ちょっとびっくりしたといいますが、すごく大勢いらっしゃるんだなというふうに思ったんですけども、この地域に住む交通手段のない町民にとって生活の足は、買い物だけにとどまらず、医療とか福祉という命にかかわる、なくてはならないものでもあります。今や交通権は人の基本的人権に含まれるとも言われております。

そこで、近年過疎化が進行し、少子高齢化が進展する各地域で導入されつつある、NPO団体などによる過疎地有償運送など、幾つかある新たな運送サービスをぜひともこの地域に、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして導入していただきたいと思います。社会福祉協議会とかシルバーとかいろんなものがあると思いますので、これは要望ですので、考えていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

そして、質問の3点目ですけれども、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてお伺いいたします。

本年4月から消費税8%に引き上げに対して、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するための暫定的、臨時的な措置とされている給付金だと聞いております。

給付対象の方は、臨時福祉給付金が、平成26年1月1日の基準日において長南町在住で、平成26年度分市町

村民税が課税されない方で、子育て世帯臨時特例給付金は、同じく基準日における平成26年1月分の特例給付を含む児童手当の受給者であって、平成26年度所得が児童手当の所得制限額に満たない方ということで、支給額は臨時福祉給付金が、対象者1人当たり1万円で、条件によっては1万5,000円。子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童1人当たり1万円ということで、この給付は全て対象者の皆様の申請によって給付されると聞いておりますが、このような給付金があることも町内には知らない方もおられます。その対象者への方々への通知等はどのようにされるのでしょうか。また、対象人数と進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の内容について、今、丸島議員さんのほうからご説明があったとおりでございます。

そういった中で、今後のことについてなんですけど、現在の進捗状況ですけれども、26年度分の住民税が確定となる6月30日に該当者と思われる方には申請書を郵送し、7月1日から受け付けを開始し、中旬以降、随時指定された口座に給付金を振り込んでいくこととなります。受け付け終了は10月1日ということでございます。

それから、臨時福祉給付金の対象者ですけれども約2,500名でありまして、子育て世帯臨時特例給付金については500名の方を想定しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

質問なんですけれども、子育て世帯臨時特例給付金ですけれども、例えば配偶者による暴力、DVとかで、夫婦のどちらかが住民票を移さずお子さんを連れて避難している場合とか、そういう方が町内におられるのかどうかかわりませんが、おられるとしたらそういうのはどういうふうになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、お答えします。

DV等で、例えば長南町に住民票があるけれども他市町村に避難といいますか、母親と子供で例えば避難したときの、その児童の、この給付金のことだと思うんですが、それはその避難している市町村で払う、要は連絡をとり合う中でそちらの市町村で給付を行う。例でいいますと、父親だけが長南町に住んでいるという場合は、父親には渡さないというようなものになっております。

対象者がいるかないかですが、もしいた場合はお答えできないんですが、いけませんので、ゼロということでお答えします。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。長南町はいないということで、ありがとうございます。

それでは、親元を離れて施設などに入っているお子さんなどがいる場合はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず、一番初めに、基本となるのが住民票がどちらにあるかという形になります。長南町に住民票を置かれて、何らかの理由で施設で例えば預かってもらっているとか、そういった場合については、長南町に住んでいる保護者の方にお渡しをする形になります。

逆に、住民票を移した中で、施設で面倒を見てもらっているようなお子様については、その施設が受け取るような形をとるといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） こういう人は、長南町はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 前は長南町にいたんだけど、住民票を移して施設に移られて、長南町のお子様がどれだけの数かというのは、何人かは頭に浮かぶんですが、ちょっと私の頭の中の数と実際は違っているかと思っておりますので、中にはいますというぐらいしかお答えできません。申しわけありません。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。漏れないように、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどから何回も言われておりますけれども、民間の有識者で構成されています日本創成会議のメンバーが、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば30年間で20代から30代の女性が半分に減る自治体が896もあるということで、先ほどからお話があつて、千葉県内27市町村あつて長南町も第2位で、その中に含まれておりますけれども、過疎地域の指定も受けて、人口減の関係で4小学校も1つの小学校に統合するという事にもなっておりますし、この先長南町はどうなっていくのかという不安の声もたくさん聞いております。

今回の質問に対しましては、余りよい答弁はいただけませんでしたけれども、ここにおられる皆様は長南町のシンクタンクの皆様だと私は思っております。どうか創意工夫をして、人口減少の歯止めになるような行政運営をしていただきたいと切に思っているところでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで丸島なか君の一般質問は終わりました。

---

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日19日から22日までは、議案調査等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

明日19日から22日までは、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

---



◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 23日は午後1時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）